

(様式 1-1)

令和 年 月 日

久留米市長 原口 新五 様

(提出者) 代表企業 住所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

久留米競輪場再整備に係る施工予定者選定公募型プロポーザル  
参加申込書

標記、プロポーザルに参加したいので、参加申込書を提出いたします。  
なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。また、提出期限までに以下の書類を提出することを誓約します。

- ・特定建設工事共同企業体委任状（様式 1-2）
- ・特定建設工事共同企業体使用印鑑届（様式 1-3）
- ・特定建設工事共同企業体協定書（甲）（様式 1-4）
- ・参加資格要件チェックリスト（様式 2）
- ・配置技術者名簿（様式 4）及び添付資料

＜連絡先＞

|         |  |
|---------|--|
| 所属部署名   |  |
| 担当者職・氏名 |  |
| 電話番号    |  |
| FAX     |  |
| メールアドレス |  |

(様式 1 - 2)

特定建設工事共同企業体委任状

令和 年 月 日

久留米市長 原口 新五 様

特定建設工事共同企業体の名称

○○・□□特定建設工事共同企業体

構成企業 住所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の者を代理人と定め、当企業体の成立の日から解散の日まで、久留米競輪場再整備に係る工事に係る次の権限を委任します。

(委任事項)

- 1 久留米競輪場再整備に係る施工予定者選定公募型プロポーザルに関する権限
- 2 技術協力業務に関する権限
- 3 工事の見積合わせに関する権限
- 4 契約保証金の納付及び受領に関する権限
- 5 前払金、部分払金、その他請負代金の請求及び受領に関する権限

記

(代理人)

特定建設工事共同企業体の名称

○○・□□特定建設工事共同企業体

代表企業 住所

商号又は名称

代表者氏名

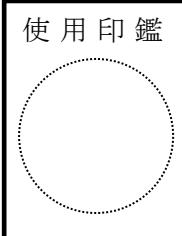
印

(様式 1 - 3 )

## 特 定 建 設 工 事 共 同 企 業 体 使 用 印 鑑 届

右の印鑑を貴市における下記工事等の契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用するのでお届けします。

久留米競輪場再整備に係る工事



令和 年 月 日

久留米市長 原口 新五 様

特定建設工事共同企業体の名称

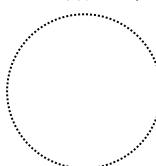
○○・□□特定建設工事共同企業体

申 請 印

代表企業 商号又は名称

住 所

代表者氏名 \_\_\_\_\_



## 特定建設工事共同企業体協定書

### (目的)

**第1条** 当共同企業体は、次の事業及び業務を共同連帶して営むことを目的とする。

- 一 久留米競輪場再整備に係る工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「本工事」という。）の請負
- 二 前号に附帯する事業及び業務

### (名称)

**第2条** 当共同企業体は、久留米競輪場再整備特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

### (事務所の所在地)

**第3条** 当企業体は、事務所を代表企業の住所に置く。

### (成立の時期及び解散の時期)

**第4条** 当企業体は、 年 月 日に成立し、工事の請負契約の履行後 3か月を経過するまでの間は解散することができない。

- 2 前項の存続期間は、構成企業全員の同意を得て、これを延長することができる。
- 3 工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前2項の規定にかかわらず、本工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

### (構成企業の住所及び名称)

**第5条** 当企業体の構成企業は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

### (代表企業の名称)

**第6条** 当企業体は、を代表企業とする。

#### (代表企業の権限)

**第7条** 当企業体の代表企業は、工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を執行することを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金等（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

#### (構成企業の出資の割合等)

**第8条** 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参考やくのうえ構成企業が協議して評価するものとする。

#### (運営委員会)

**第9条** 当企業体は、構成企業全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、再委託企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、工事の完成に当るものとする。

#### (構成企業の責任)

**第10条** 各構成企業は、工事の請負契約の履行及び再委託契約その他の工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帶して責任を負うものとする。

#### (取引金融機関)

**第11条** 当企業体の取引金融機関は〇〇銀行〇〇支店とし、当企業体の名称を冠した代表企業名義の別口預金口座によって取引するものとする。

#### (決算)

**第12条** 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

#### (利益金の配当の割合)

**第13条** 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成企業に利益金を配当するものとする。

#### (欠損金の負担の割合)

**第14条** 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成企業が欠損金を負担するものとする。

#### (権利義務の譲渡の制限)

**第15条** 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

#### (事業途中における構成企業の脱退に対する処置)

**第16条** 構成企業は、発注者及び構成企業全員の承認がなければ、当企業体が本工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成企業のうち事業途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成企業が共同連帶して工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成企業のうち脱退した者があるときは、残存構成企業の出資の割合は、脱退構成企業が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成企業が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成企業の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成企業の出資金から構成企業が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成企業には利益金の配当は行わない。

#### (構成企業の除名)

- 第16条の2 当企業体は、構成企業のうちいずれかが、事業途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成企業全員及び発注者の承認により当該構成企業を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成企業に対してその旨を通知しなければならない。
  - 3 第1項の規定により構成企業が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

#### (事業途中における構成企業の破産又は解散に関する処置)

- 第17条 構成企業のうちいずれかが事業途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

#### (解散後の契約不適合責任)

- 第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約の内容に適合しないものがあったときは、各構成企業は共同連帶してその責任を負うものとする。

#### (協定書に定めのない事項)

- 第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。  
○○建設株式会社外2社は、上記のとおり○○特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成企業が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代表者職氏名

印

住　　所

商号又は名称

代表者職氏名

印

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

久留米市発注に係る下記工事については、久留米競輪場再整備特定建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成企業の本プロポーザル時点における出資の割合を次とおり定める。また、当該工事についての工事請負契約時に正式な構成企業の出資の割合を定めるものとし、その割合は15%以上とする。なお、工事請負契約後は、発注者と契約内容の変更増減があっても構成企業の出資の割合は変わらないものとする。

### 記

1 工事の名称 久留米競輪場再整備に係る工事

2 出資の割合 ○○建設株式会社 ○○%

○○建設株式会社 ○○%

○○建設株式会社 ○○%

○○建設株式会社外2社は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠としてこの協定3通を作成し、各通に構成企業が記名捺印して各自所持するものとする。

令和 年 月 日

久留米競輪場再整備特定建設工事共同企業体

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

(様式 2)

## 参加資格要件チェックリスト

| 確認内容  | 確認欄                      |                          | 確認書類                           |
|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------------|
|   | 代表企業                     | 構成企業                     |                                |
| 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | —                              |
| 2 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市令達第6号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | —                              |
| 3 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）の滞納がないこと。  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | —                              |
| 4 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税の滞納がないこと。<br>・久留米市内…県税及び市税<br>・久留米市外…県税   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | —                              |
| 5 共同企業体における代表企業は、福岡県内に本店、又は支店があること。<br>共同企業体における構成企業は、久留米市内に本店があること。<br>共同企業体の全構成企業間で資本関係がないこと。   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | —                              |
| 6 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | —                              |
| 7 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | —                              |
| 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であって、その役員が暴力団員でないこと。  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | —                              |
| 9 提案を行う者は、法人格を有すること。  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | —                              |
| 10 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく営業停止処分期間中でないこと。  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | —                              |
| 11 共同企業体の全構成企業において、実施要項「I. 6本工事の設計業務等の関係者」と資本若しくは人事面において次にあげる事項に該当しないこと。<br>・設計業務等の関係者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者。<br>・JV同士の資本関係がないことを記載。共同企業体の全構成企業間で資本関係がないこと。<br>・設計業務及びCM業務を行う法人及び関係者。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | —                              |
| 12 建築一式工事に係る特定建設業の許可を得ていること。  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 特定建設業の許可証の写し                   |
| 13 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を受けていること。   | <input type="checkbox"/> | —                        | 建築士事務所登録の写し                    |
| 14 共同企業体における代表企業は、久留米市競争入札有資格（建築一式工事）格付区分Aランクを有すること   | <input type="checkbox"/> | —                        | —                              |
| 15 共同企業体における構成企業は、久留米市競争入札有資格（建築一式工事）格付区分Aランク又はBランクを有すること。  | —                        | <input type="checkbox"/> | —                              |
| 16 元請人として、同種又は類似業務の工事完了実績を有すること。（共同企業体の構成企業としての実績は出資比率15%以上を対象とする）<br>■同種業務…公営競技（競輪・中央競馬・地方競馬・競艇・オートレース）施設の新築・改修工事完了実績<br>■類似業務…E C I方式で実施された公共施設の新築・改修工事完了実績   | <input type="checkbox"/> | —                        | 施工実績確認書（様式3-1、3-2）及びコリング登録の写し等 |
| 17 次の項目を満たす技術協力業務責任者を技術協力業務に専任配置できること。<br>①一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。  | <input type="checkbox"/> | —                        | 配置技術者名簿（様式4）                   |
| 18 本工事請負契約を締結する場合、着工日より次の項目を満たす監理技術者を専任配置できること。<br>①一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。<br>②監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有していること。   | <input type="checkbox"/> | —                        |                                |
| 19 上記（17）技術協力業務責任者又は上記（18）監理技術者のいずれかをプロジェクト責任者として、全業務完了までの期間配置可能なこと。<br>なお、プロジェクト責任者は技術協力業務期間及び工事期間において専ら従事し、全ての関係者の窓口となり、対応・調整に当たる者をいう。  | <input type="checkbox"/> | —                        |                                |
| 20 各配置技術者が実施要項（20）に記載の資格を有すること。   | <input type="checkbox"/> | —                        |                                |
| 21 参加申込書類の記載事項に虚偽がないこと。   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | —                              |

(様式3－1)

## 施工実績確認書（同種業務）

### 同種業務実績

|          |                         |
|----------|-------------------------|
| 工事名      |                         |
| 公営競技種別   | 競輪・中央競馬・地方競馬・競艇・オートレース  |
| 工事内容     | 新築・改修                   |
| 発注方式     | 従来・設計施工一括・E C I・その他( )  |
| 発注者      |                         |
| 契約(工事)期間 | 平成・令和 年 月 日～平成・令和 年 月 日 |
| 契約金額     |                         |
| 受注形態等    | 単独・J V (出資比率 %)         |

※同種業務…公営競技（競輪・中央競馬・地方競馬・競艇・オートレース）施設の新築・改修工事完了実績（共同企業体の構成員としての実績は出資比率15%以上を対象とする）

※コリンズ（(一財)日本情報総合センターによる工事実績情報登録）登録がある場合は、写しを添付すること。登録が無い場合又はコリンズの写しのみでは参加資格要件の実績を証明することができない場合は、契約書（工事名称、工期、発注者、請負者の確認ができる部分）及び、特記仕様書等の内容で参加資格要件の実績が確認できる設計図書等を添付し、参加資格要件に該当する部分をマーカー等で分かりやすく明示すること。

(様式3－2)

## 施工実績確認書（類似業務）

### 類似業務実績

|              |                           |
|--------------|---------------------------|
| 工事名          |                           |
| 用途           |                           |
| 工事内容         | 新築・改修                     |
| 発注方式         | E C I                     |
| 発注者          |                           |
| 契約(工事)<br>期間 | 平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日 |
| 契約金額         |                           |
| 受注形態等        | 単独・J V (出資比率 %)           |

※類似業務…E C I 方式で実施された公共施設の新築・改修工事完了実績（共同企業体の構成員としての実績は出資比率15%以上を対象とする）

※コリンズ（(一財)日本情報総合センターによる工事実績情報登録）登録がある場合は、写しを添付すること。登録が無い場合又はコリンズの写しのみでは参加資格要件の実績を証明することができない場合は、契約書（工事名称、工期、発注者、請負者の確認ができる部分）及び、特記仕様書等の内容で参加資格要件の実績が確認できる設計図書等を添付し、参加資格要件に該当する部分をマーカー等で分かりやすく明示すること。

(様式4)

### 配置技術者名簿

| 技術協力業務期間    |   |
|-------------|---|
| 役割          | 氏名・所属・役職等   |
| 技術協力業務責任者   | ①氏名<br>②生年月日<br>③所属・役職<br>④採用年月日<br>⑤保有資格                             |
| 技術協力業務主任担当者 | 建築<br>(総合)<br>①氏名<br>②生年月日<br>③所属・役職<br>④採用年月日<br>⑤保有資格               |
|             | 建築<br>(構造)<br>①氏名<br>②生年月日<br>③所属・役職<br>④採用年月日<br>⑤保有資格               |
|             | 電気設備<br>①氏名<br>②生年月日<br>③所属・役職<br>④採用年月日<br>⑤保有資格                     |
|             | 機械設備<br>(給排水衛生、<br>空調管理)<br>①氏名<br>②生年月日<br>③所属・役職<br>④採用年月日<br>⑤保有資格 |
|             | 建築コスト<br>管理<br>①氏名<br>②生年月日<br>③所属・役職<br>④採用年月日<br>⑤保有資格              |

| 工事期間           |   |
|----------------|---|
| 役割             | 氏名・所属・役職等                                 |
| 現場代理人          | ①氏名<br>②生年月日<br>③所属・役職<br>④採用年月日<br>⑤保有資格 |
| 監理技術者          | ①氏名<br>②生年月日<br>③所属・役職<br>④採用年月日<br>⑤保有資格 |
| 技術協力業務期間から工事期間 |   |
| プロジェクト責任者      | 氏名  |

※技術協力業務責任者及び監理技術者は、事故等のやむを得ない事由（病気・死亡等極めて特別な場合）により変更が生じた場合、当初配置した技術協力業務責任者及び監理技術者と同等以上の資格を有する者とすること。

※雇用関係を証明するものを添付すること。

※実施要項に記載の保有資格を記載し、資格証の写し等を添付すること。

(様式5)

令和 年 月 日

久留米市長 原口 新五 様

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

### 秘密保持に関する誓約書

久留米競輪場再整備に係る施工予定者選定公募型プロポーザルへの参加によって、久留米市から貸与若しくは配付された資料等、あるいは交渉等の協議により知り得た情報は、当企業体、本業務及び工事に必要な最低限の協力会社の関係者（以下、「関係者」という。）において秘密情報として保持するとともに、一切他の用途には使用せず、関係者以外に漏らさないことを誓約いたします。

また、技術提案書及びV E 提案書の作成にあたり、久留米市から貸与若しくは配付された資料等を複写した資料等についても、関係者以外に漏洩しないよう厳重に管理し、本プロポーザル終了後は処分することをお約束いたします。

(様式6)

令和 年 月 日

## 現 地 視 察 希 望 届

- ・久留米競輪場再整備に係る施工予定者選定公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）の参加資格を有する者のみ、現地視察を認める。
- ・視察の日程及び時間は、令和8年2月20日（金）・24日（火）・25日（水）の午前（9時から13時）又は午後（13時から17時）の間で4時間以内（1回限り）とすること。
- ・事務局が希望日を調整し、確定した日時を事務局より通知する。
- ・本プロポーザル実施要項に記載の留意事項を遵守すること。

|      | 希望日 | 希望時間帯 | 希望時間    | 希望人数 |
|------|-----|-------|---------|------|
| 第一希望 | 月 日 | 午前・午後 | 時から 時まで | 名    |
| 第二希望 | 月 日 | 午前・午後 | 時から 時まで | 名    |
| 第三希望 | 月 日 | 午前・午後 | 時から 時まで | 名    |
| 第四希望 | 月 日 | 午前・午後 | 時から 時まで | 名    |
| 第五希望 | 月 日 | 午前・午後 | 時から 時まで | 名    |

### ＜連絡先＞

|         |  |
|---------|--|
| 会社名     |  |
| 所属部署名   |  |
| 担当者職・氏名 |  |
| 電話番号    |  |
| FAX     |  |
| メールアドレス |  |

(様式 7 )

令和 年 月 日

久留米市長 原口 新五 様

提出者 所在地  
名称  
代表者職・氏名

### 実施要項等に関する質問書

業務名 久留米競輪場再整備に係る施工予定者選定公募型プロポーザル

次の通り質問します。

記

#### <質問事項>

| 番号 | 書類名 | 該当ページ | 質問内容 |
|----|-----|-------|------|
| 1  |     |       |      |
| 2  |     |       |      |
| 3  |     |       |      |
| 4  |     |       |      |
| 5  |     |       |      |
| 6  |     |       |      |

#### <連絡先>

|         |  |
|---------|--|
| 所属部署名   |  |
| 担当者職・氏名 |  |
| 電話番号    |  |
| FAX     |  |
| メールアドレス |  |

#### <お願い>

- (1) 質問に対する回答は、原則として公開されますので、質問する場合は、会社名や個人名、住所等の質問者が特定又は類推できる表記をしないようにしてください。
- (2) 質問が 6 つを超える場合は、行数を増やして、1 つのファイルで送信してください。
- (3) ファイル名は（会社名）の箇所を自社の会社名（通称で可）に変更して送信してください。

久留米市長 原口 新五 様

令和 年 月 日

提出者 所在地  
名称  
代表者職・氏名

## 発注図等に関する質問書

業務名 久留米競輪場再整備に係る施工予定者選定公募型プロポーザル

次の通り質問します。

記

## &lt;質問事項&gt;

| 番号 | 項目   | 書類名<br>図面名称 | 該当ページ | 質問内容 |
|----|------|-------------|-------|------|
| 1  | 建築意匠 |             |       |      |
| 2  | 構造   |             |       |      |
| 3  | 電気   |             |       |      |
| 4  | 空調   |             |       |      |
| 5  | 衛生   |             |       |      |
| 6  | 昇降機  |             |       |      |
| 7  | 外構   |             |       |      |
| 8  | その他  |             |       |      |

## &lt;連絡先&gt;

|         |  |
|---------|--|
| 所属部署名   |  |
| 担当者職・氏名 |  |
| 電話番号    |  |
| FAX     |  |
| メールアドレス |  |

## &lt;お願い&gt;

- (1) 質問に対する回答は、原則として公開されますので、質問する場合は、会社名や個人名、住所等の質問者が特定又は類推できる表記をしないようにしてください。
- (2) 質問が8つを超える場合は、行数を増やして、1つのファイルで送信してください。
- (3) ファイル名は（会社名）の箇所を自社の会社名（通称で可）に変更して送信してください。
- (4) 質問に写真や図面等の添付が必要な場合は、添付資料をスキヤナ等で画像ファイルにした上で、本ファイルに作成した画像ファイルを貼り付けてください。（※添付資料を画像ファイルにして質問書に貼り付けることが困難な場合は、事務局にご連絡をお願いします。）

(様式9)

令和 年 月 日

久留米市長 原口 新五 様

(提出者) 住所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

## 技術提案書

久留米競輪場再整備に係る施工予定者選定公募型プロポーザルの技術提案書を提出します。なお、この技術提案書に係る記載事項は事実に相違ありません。

### <提出資料>

- 技術提案書（正本） 1部
- 技術提案書（副本） 15部

### <連絡先>

|         |  |
|---------|--|
| 所属部署名   |  |
| 担当者職・氏名 |  |
| 電話番号    |  |
| FAX     |  |
| メールアドレス |  |

注1) 提出はA3判片面1枚（参考資料、写真等含む）とし、提案の記述文字の大きさは10ポイント以上、余白は左側20mm、右側15mmとすること。

注2) 評価の公平性を保つため参加者を特定できる記述（自社の名称（JV構成員の名称含む）、自社が請負った工事が容易に特定できる内容等）は、記載しないこと。

## VE 提案総括表

| 提案番号 | 区分  | VE 提案概要 | 直接工事費<br>(千円) | 諸経費<br>(千円) | コスト縮減金額<br>(千円・税抜) | 工業所有権等<br>の排他的権利<br>の有無 | 同時成<br>立しな<br>い提案<br>の有無 | 同時成<br>立しな<br>い提案<br>番号 | 採否<br>区分<br>※ | 採否の理由※ |
|------|-----|---------|---------------|-------------|--------------------|-------------------------|--------------------------|-------------------------|---------------|--------|
|      | A   |         |               |             |                    |                         |                          |                         |               |        |
|      | A   |         |               |             |                    |                         |                          |                         |               |        |
|      | A   |         |               |             |                    |                         |                          |                         |               |        |
|      | A   | 建築意匠 計  |               |             | 0                  |                         |                          |                         |               |        |
|      | S   |         |               |             |                    |                         |                          |                         |               |        |
|      | S   |         |               |             |                    |                         |                          |                         |               |        |
|      | S   |         |               |             |                    |                         |                          |                         |               |        |
|      | S   | 構造 計    |               |             | 0                  |                         |                          |                         |               |        |
|      | E   |         |               |             |                    |                         |                          |                         |               |        |
|      | E   |         |               |             |                    |                         |                          |                         |               |        |
|      | E   |         |               |             |                    |                         |                          |                         |               |        |
|      | E   | 電気 計    |               |             | 0                  |                         |                          |                         |               |        |
|      | M   |         |               |             |                    |                         |                          |                         |               |        |
|      | M   |         |               |             |                    |                         |                          |                         |               |        |
|      | M   |         |               |             |                    |                         |                          |                         |               |        |
|      | M   | 空調 計    |               |             | 0                  |                         |                          |                         |               |        |
|      | P   |         |               |             |                    |                         |                          |                         |               |        |
|      | P   |         |               |             |                    |                         |                          |                         |               |        |
|      | P   |         |               |             |                    |                         |                          |                         |               |        |
|      | P   | 衛生 計    |               |             | 0                  |                         |                          |                         |               |        |
|      | E V |         |               |             |                    |                         |                          |                         |               |        |
|      | E V |         |               |             |                    |                         |                          |                         |               |        |
|      | E V |         |               |             |                    |                         |                          |                         |               |        |
|      | E V | 昇降機 計   |               |             | 0                  |                         |                          |                         |               |        |
|      | L   |         |               |             |                    |                         |                          |                         |               |        |
|      | L   |         |               |             |                    |                         |                          |                         |               |        |
|      | L   |         |               |             |                    |                         |                          |                         |               |        |
|      | L   | 外構 計    |               |             | 0                  |                         |                          |                         |               |        |
|      | O   |         |               |             |                    |                         |                          |                         |               |        |
|      | O   |         |               |             |                    |                         |                          |                         |               |        |
|      | O   |         |               |             |                    |                         |                          |                         |               |        |
|      | O   | その他 計   |               |             | 0                  |                         |                          |                         |               |        |
| 合計   |     |         |               |             | 0                  |                         |                          |                         |               |        |

注1) 提案番号は1~20までの連番とし、区分欄には以下区分に基づく記号を記入すること。

A : 建築意匠、S : 構造、E : 電気、M : 空調、P : 衛生、E V : 昇降機、L : 外構、O : その他

注2) 区分毎の小計及び合計を記載すること。

注3) 工業所有権等の排他的権利の有無および同時成立しない提案の有無について○×にて記載し、同時成立しない提案がある場合には提案番号を記載すること

※欄は記載しないこと

| 提案番号 | 発注図等に定める内容とVE提案内容の対比 |  | コスト(千円・税抜)<br>(諸経費含む) | 備考 |
|------|----------------------|--|-----------------------|----|
| N o. | 発注図等の<br>内容          |  | VE 提案前金額(A)           |    |
|      |                      |  | ¥0                    |    |
|      | VE<br>提案             |  | VE 提案後金額(B)           |    |
| 区分   |                      |  | ¥0                    |    |
|      |                      |  | コスト縮減額(A)-(B)         |    |
|      |                      |  | ¥0                    |    |

## 具体的な考え方

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 工業所有権等の排他的権利を含む減額提案の場合          | その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項                       |
| その取扱いに関する事項を記載する。無い場合は「無」を記載する。 | 同時成立しない減額提案番号、その他留意事項を記載する。<br>無い場合は「無」を記載する。 |

注 1) VE 提案 1 件につき A4 判片面 1 枚とすること。

注 2) 「区分」欄に、A : 建築意匠、S : 構造、E : 電気設備、M : 空調設備、P : 衛生、EV : 昇降機、L : 外構、O : その他を記載すること

久留米競輪場再整備に係る施工予定者選定公募型プロポーザル  
VE提案採用前概算工事費見積内訳書

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

概算工事費見積 ステップ区分表

| 通し番号 | 配置図番号 | 名称                  | 規格・寸法 | 数量 | 単位 | 概算工事費 (円) |  | 備考   |
|------|-------|---------------------|-------|----|----|-----------|--|--|
|      |       |                     |       |    |    | 概算工事費 (円) |  |  |
| I-1  |       | ステップ 1              |       | 1  | 式  |           |  |  |
|      |       | 仮設・改修工事             |       |    |    |           |  |  |
| 1-1  | B-①   | 仮設審査棟               |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 1-2  | C-①   | 正源氏ブラザ改修            |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 1-3  | C-②   | サイドスタンンド (アザレア) 改修  |       | 1  | 式  |           |  | 22. 地域サイクルコミュニティセンター<br>7. サイドスタンンド (アザレア) |
| 1-4  | B-③   | 仮設走路審査室             |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 1-5  | B-④   | 仮設誘導員控室             |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 1-6  | B-②   | 仮設アマチュア道場           |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 1-7  | -     | 仮設アマチュア控室           |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 1-8  | 2a    | メインスタンンド記者席解体       |       | 1  | 式  |           |  | L15-1. 工事ステップ図：一部撤去 (2-2メインスタンンド)          |
|      |       |                     |       |    |    |           |  |  |
| I-2  |       | ステップ 2              |       | 1  | 式  |           |  |  |
|      |       | 解体工事                |       |    |    |           |  |  |
| 2-1  | 1     | メイン特別観覧席            |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 2-2  | 2     | メインスタンンド、下記者席、実況放送室 |       | 1  | 式  |           |  | 下記者席 (2a)、実況放送室 (2A)                       |
| 2-3  | 3     | バックスタンンド            |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 2-4  | 3a    | バック下特別観覧席           |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 2-5  | 3b    | 第5・6券売所             |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 2-6  | 5     | 審査塔                 |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 2-7  | 8     | 消防員詰所 (倉庫)          |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 2-8  | 11    | 休憩所 (あずまや)          |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 2-9  | 14    | メインスタンンド付近湯茶接待所     |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 2-10 | 17    | 南門入場券売場             |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 2-11 | 21    | サービスセンター            |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 2-12 | 27    | 旧正門横トイレ             |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 2-13 | 33    | 旧正門横食堂              |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 2-14 | 34    | 正門エントランス            |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 2-15 | 35    | 予想紙券売場              |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 2-16 | 45    | 南門警備詰所              |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 2-17 | 46    | 旧正門ブリハブ             |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 2-18 | 48    | 予想紙記者詰所             |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 2-19 | 58    | サービスセンター旧第3支所、連絡通路  |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 2-20 | 59    | 旧正門ゴミ置き場            |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 2-21 | 60    | こども広場休憩所 (テント屋根)    |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 2-22 | 61    | 正門通路庇               |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 2-23 | -     | 大型映像装置              |       | 1  | 式  |           |  | 屋外 (サービスセンター付近)                            |
| 2-24 | -     | 大型機器撤去              |       | 1  | 式  |           |  | T01. 設備機器解体撤去リスト                           |
| 2-25 | -     | アスベスト除去             |       | 1  | 式  |           |  | T03. アスベスト除去計画図                            |
|      |       |                     |       |    |    |           |  |  |
| I-3  |       | ステップ 3              |       | 1  | 式  |           |  |  |
|      |       | 新築工事                |       |    |    |           |  |  |
| 3-1  | A-②   | 選手宿舎・管理棟            |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 3-2  | A-①   | メインスタンンド棟           |       | 1  | 式  |           |  | ZEB+Ready対応                                |
| 3-3  | A-③   | 食堂棟                 |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 3-4  | A-①   | メインスタンンド大屋根         |       | 1  | 式  |           |  | A09-2-3. 地下1階、屋上階平面図 (メインスタンンド棟)           |
| 3-5  | A-①   | 屋外観客席               |       | 1  | 式  |           |  | A09-2-1. 1階平面図 (メインスタンンド棟)                 |
| 3-6  | -     | 基礎撤去部分埋め戻し土         |       | 1  | 式  |           |  | L13. 切土・盛土範囲図                              |
| 3-7  | -     | 西エントラ外構整備           |       | 1  | 式  |           |  | L15-3. 工事ステップ図：西側外構整備                      |
| 3-8  | A-④   | アマチュア道場             |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 3-9  | A-⑤   | 地元ハーネドケース置場         |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 3-10 | A-⑥   | 守衛所                 |       | 1  | 式  |           |  |  |
|      |       |                     |       |    |    |           |  |  |
| I-4  |       | ステップ 4              |       | 1  | 式  |           |  |  |
|      |       | 新築工事                |       |    |    |           |  |  |
| 4-1  | -     | 芝生広場・駐車場整備          |       | 1  | 式  |           |  | L15-4. 工事ステップ図：東側外構整備                      |
| 4-2  | -     | パンク競技用照明            |       | 1  | 式  |           |  | 電気03-19-2. 走行路照明設備構内配電線路図                  |
| 4-3  | -     | 駐車場外灯               |       | 1  | 式  |           |  | 電気06-2. 構内配電線路 (外灯) 図                      |
|      |       |                     |       |    |    |           |  |  |
|      |       | 解体工事                |       |    |    |           |  |  |
| 4-4  | 4     | 選手宿舎付近電気室           |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 4-5  | 6     | 集計センター前売発券所         |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 4-6  | 6a    | 旧集計センター             |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 4-7  | 7     | サイドスタンンド (アザレア)     |       | 1  | 式  |           |  | ステップ 1 にて屋根撤去済み                            |
| 4-8  | 9     | 選手宿舎                |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 4-9  | 10    | 新サイドスタンンド・第2券売所     |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 4-10 | 12    | 無停電装置室              |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 4-11 | 15    | 選手宿舎入口警備詰所          |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 4-12 | 16    | 選手用自転車置場            |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 4-13 | 18    | 集計センター付近プレハブ倉庫      |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 4-14 | 19    | 敗闘門渡り廊下             |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 4-15 | 20    | 管理人宿直室              |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 4-17 | 23    | 北門入場券売所             |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 4-18 | 24    | 来場者自転車置場            |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 4-19 | 25    | ベンチ上屋               |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 4-20 | 26    | 地下道                 |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 4-21 | 28    | 東門入場券売場・警備員詰所       |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 4-22 | 36    | 共同インタビュー室           |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 4-23 | 37    | 東門トイレ               |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 4-24 | 39    | 受付事務所               |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 4-25 | 40    | ポンプ室                |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 4-26 | 41    | 旧集計センター横トイレ         |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 4-27 | 42    | 指導員室                |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 4-28 | 43    | ローラー練習室             |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 4-29 | 44    | 倉庫 (旧浄化槽機械室)        |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 4-30 | 47    | サービスセンター付近清掃員詰所     |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 4-31 | 49    | 焼却炉 (正源氏ブラザ付近)      |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 4-32 | 50    | 選手宿舎清掃員詰所           |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 4-33 | 56    | 参道入口警備詰所            |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 4-34 | 57    | バスUターン警備詰所          |       | 1  | 式  |           |  |  |
| 4-35 | -     | 大型機器撤去              |       | 1  | 式  |           |  | T01. 設備機器解体撤去リスト                           |

## 【参考内訳書式】

| 名 称   | 数 量 | 単 位 | 金 額 | 備 考                         |
|---|-----|-----|-----|-----------------------------|
| ■本書式に記載のない事項、積算要領については、見積要項書及び見積要項書に示す標準仕様書群等による。標準仕様書群等は最新のものを使用すること。                                |     |     |     |                             |
| ・原則、設計図書より数量を算出し計上すること。（一式金額とはせず 数量 X 単価 = 金額 で算出する。）<br>・工事請負契約後、内訳書の内容に関わる数量とその根拠について提出を求める場合があります。 |     |     |     |                             |
| 直接工事費   |     |     |     |                             |
| 直接工事費   | 1   | 式   |     | 工事種別内訳                      |
| 計   |     |     |     |                             |
| 共通費   |     |     |     |                             |
| 共通仮設費   | 1   | 式   |     |                             |
| 現場管理費   | 1   | 式   |     | 共通仮設費、現場経費、一般管理費等に区分して記載する。 |
| 一般管理費等  | 1   | 式   |     |                             |
| 計   |     |     |     |                             |
| 工事価格  | 1   | 式   |     |                             |
| 消費税等相当額   | 1   | 式   |     |                             |
| 工事費   | 1   | 式   |     |                             |





| 名 称                          | 数 量 | 単 位 | 金 額 | 備 考         |
|------------------------------|-----|-----|-----|-------------|
| 2-1<br>(1)メイン特別観覧席           | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-2<br>(2)メインスタンド、下記者席、実況放送室 | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-3<br>(3)バックスタンド            | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-5<br>(3a)バック下特別観覧席         | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-6<br>(3b)第5・6発券所           | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-7<br>(5)審判塔                | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-8<br>(8)消防員詰所（倉庫）          | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-9<br>(11)休憩所（あずまや）         | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-10<br>(14)メインスタンド付近湯茶接待所   | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-11<br>(17)南門入場券売場          | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-12<br>(21)サービスセンター         | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-13<br>(27)旧正門横トイレ          | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-14<br>(33)旧正門横食堂           | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-15<br>(34)正門エントランス         | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-16<br>(35)予想紙売場            | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |

| 名 称   | 数 量 | 単 位 | 金 額 | 備 考         |
|---|-----|-----|-----|-------------|
| 2-17<br>(45)南門警備詰所                                    | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-18<br>(46)旧正門プレハブ                                   | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-19<br>(48)予想紙記者詰所                                   | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-20<br>(58)サービスセンター旧第3支払所<br>、連絡通路                   | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-21<br>(59)旧正門ゴミ置き場                                  | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-22<br>(60)こども広場休憩所 (テント屋根<br>)                      | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-23<br>(61)正門通路庇                                     | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-24<br>大型映像装置  | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-25<br>大型機器撤去  | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-26<br>アスベスト除去                                       | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 計   |     |     |     |             |
| ※ステップ区分表の「名称(建物等)」に合わせて記載する。<br>(大型機器撤去、アスベスト除去も区分する) |     |     |     |             |
|   |     |     |     |             |
|   |     |     |     |             |
|   |     |     |     |             |

| 名 称                          | 数 量 | 単 位 | 金 額 | 備 考         |
|------------------------------|-----|-----|-----|-------------|
| 3-1<br>選手宿舎・管理棟              | 1   | 式   |     | ステップ3 科目別内訳 |
| 3-2a<br>メインスタンド棟             | 1   | 式   |     | ステップ3 科目別内訳 |
| 3-3<br>食堂棟                   | 1   | 式   |     | ステップ3 科目別内訳 |
| 3-2b<br>メインスタンド大屋根           | 1   | 式   |     | ステップ3 科目別内訳 |
| 3-2c<br>屋外観客席                | 1   | 式   |     | ステップ3 科目別内訳 |
| 3-2d<br>基礎撤去部分埋め戻し土          | 1   | 式   |     | ステップ3 科目別内訳 |
| 3-4<br>西エリア外構整備              | 1   | 式   |     | ステップ3 科目別内訳 |
| 3-6<br>アマチュア道場               | 1   | 式   |     | ステップ3 科目別内訳 |
| 3-7<br>地元ハードケース              | 1   | 式   |     | ステップ3 科目別内訳 |
| 3-8<br>守衛室                   | 1   | 式   |     | ステップ3 科目別内訳 |
| 計                            |     |     |     |             |
| ※ステップ区分表の「名称(建物等)」に合わせて記載する。 |     |     |     |             |
|                              |     |     |     |             |
|                              |     |     |     |             |
|                              |     |     |     |             |



| 名 称                        | 数 量 | 単 位 | 金 額 | 備 考         |
|----------------------------|-----|-----|-----|-------------|
| 4-6<br>(4)選手宿舎付近電気室<br>去   | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-7<br>(6)集計センター前売発券所      | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-8<br>(6a)旧集計センター         | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-9<br>(7)サイドスタンド (アザレア)   | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-10<br>(9)選手宿舎            | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-11<br>(10)新サイドスタンド・第2券売所 | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-12<br>(12)無停電装置室<br>去    | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-13<br>(15)選手宿舎入口警備詰所     | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-14<br>(16)選手用自転車置場       | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-15<br>(18)集計センター付近プレハブ倉庫 | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-16<br>(19)散闊門渡り廊下        | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-17<br>(20)管理人宿直室         | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-19<br>(23)北門入場発券所        | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-20<br>(24)来場者自転車置場       | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-21<br>(25)ベンチ上屋          | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |

| 名 称                         | 数 量 | 単 位 | 金 額 | 備 考         |
|-----------------------------|-----|-----|-----|-------------|
| 4-22<br>(26)地下道             | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-23<br>(28)東門入場券売場・警備員詰所   | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-24<br>(36)共同インタビュー室       | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-25<br>(37)東門トイレ           | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-26<br>(39)受付事務所           | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-27<br>(40)ポンプ室            | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-28<br>(41)旧集計センター横トイレ     | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-29<br>(42)指導員室            | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-30<br>(43)ローラー練習室         | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-31<br>(44)倉庫（旧浄化槽機械室）     | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-32<br>(47)サービスセンター付近清掃員詰所 | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-33<br>(49)焼却炉（正源氏プラザ付近）   | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-34<br>(50)選手宿舎清掃員詰所       | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-35<br>(56)参道入口警備詰所        | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-36<br>(57)バスUターン警備詰所      | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |



1-1 仮設審判棟

1-2正源氏プラザ改修

## 2-1(1) メイン特別観覧席

| 名 称  | 数 量   | 単 位 | 金 額     | 備 考   |
|--|---|-----|---------|-------|
| ■工事内容が解体工事の場合                                      |   |     |         |       |
| 解体工事   | 1   | 式   |         | 細目別内訳 |
| 計  |   |     |         |       |
| ※ステップ区分表より改修工事を区分し記載する。                            |   |     |         |       |
| (参考)<br>メインスタンド、下記者席、実況放送室<br>バックスタンド              | 集計センター前売発券所<br>旧集計センター 発電機撤去                    |     |         |       |
| バック下特別観覧席<br>第5・6発券所<br>審判塔                        | サイドスタンド（アザレア）<br>選手宿舎<br>新サイドスタンド・第2券売所         |     | ※屋根撤去済み |       |
| 消防員詰所（倉庫）<br>休憩所（あずまや）<br>メインスタンド付近湯茶接待所           | 無停電装置室 発電機、UPS撤去<br>選手宿舎入口警備詰所<br>選手用自転車置場      |     |         |       |
| 南門入場券売場<br>サービスセンター（屋上発電機撤去）<br>旧正門横トイレ            | 集計センター付近プレハブ倉庫<br>敢闘門渡り廊下<br>管理人宿直室             |     |         |       |
| 旧正門横食堂<br>正門エントランス<br>予想紙売場                        | 北門入場券売所<br>来場者自転車置場<br>ベンチ上屋                    |     |         |       |
| 南門警備詰所<br>旧正門プレハブ<br>予想紙記者詰所                       | 地下道<br>東門入場券売場・警備員詰所<br>共同インタビュー室               |     |         |       |
| サービスセンター旧第3支払所、連絡通路<br>旧正門ゴミ置き場<br>こども広場休憩所（テント屋根） | 東門トイレ<br>受付事務所<br>ポンプ室 発電機撤去                    |     |         |       |
| 正門通路庇<br>大型映像装置<br>大型機器撤去<br>アスベスト除去               | 旧集計センター横トイレ<br>指導員室<br>ローラー練習室                  |     |         |       |
|  | 倉庫（旧浄化槽機械室）<br>サービスセンター付近清掃員詰所<br>焼却炉（正源氏プラザ付近） |     |         |       |
|  | 選手宿舎清掃員詰所<br>参道入口警備詰所<br>バスUターン警備詰所             |     |         |       |
|  | 大型機器撤去  |     |         |       |

## 3-1選手宿舎・管理棟

| 名 称                                   | 数 量 | 单 位 | 金 頓 | 備 考   |
|---------------------------------------|-----|-----|-----|-------|
| ■工事内容が新築工事の場合                         |     |     |     |       |
| 直接仮設                                  | 1   | 式   |     | 細目別内訳 |
| 土工, 杭                                 | 1   | 式   |     | 細目別内訳 |
| 躯体                                    | 1   | 式   |     | 細目別内訳 |
| 外部仕上                                  | 1   | 式   |     | 細目別内訳 |
| 内部仕上                                  | 1   | 式   |     | 細目別内訳 |
| 外構工事                                  | 1   | 式   |     | 細目別内訳 |
| 電気設備                                  | 1   | 式   |     | 細目別内訳 |
| 給排水設備                                 | 1   | 式   |     | 細目別内訳 |
| 空調設備                                  | 1   | 式   |     | 細目別内訳 |
| 昇降機設備                                 | 1   | 式   |     | 細目別内訳 |
| 計                                     |     |     |     |       |
| ※各工種科目は設計図書に該当するもののみ計上し、必要のない科目は省略する。 |     |     |     |       |
|                                       |     |     |     |       |
|                                       |     |     |     |       |

### 3-2aメインスタンド棟

| 1-1仮設審判棟 仮設工事                  |          |     |     |                         |     |     |
|--------------------------------|----------|-----|-----|-------------------------|-----|-----|
| 名 称                            | 摘 要      | 数 量 | 单 位 | 单 価                     | 金 領 | 備 考 |
| <在来施工部分>                       |          |     |     |                         |     |     |
| 建築工事                           | 基礎部・1F部分 | 1   | 式   | 建築、電気設備、機械設備の各工種別で計上する。 |     |     |
| とりこわし                          | 基礎部・1F部分 |     | m2  |                         |     |     |
|                                |          |     |     |                         |     |     |
| <リース工事部分>                      |          |     |     |                         |     |     |
| フ レハブ 造                        | 建築工事     | 1   | 式   |                         |     |     |
| フ レハブ 造                        | 解体費      | 1   | 式   | 建築、電気設備、機械設備の各工種別で計上する。 |     |     |
| フ レハブ 造                        | 設備工事     | 1   | 式   |                         |     |     |
| <その他>                          |          |     |     |                         |     |     |
| バラ盛替え                          |          | 1   | 式   | 電気設備、機械設備の各工種別で計上する。    |     |     |
|                                |          |     |     |                         |     |     |
| ※設計図書より該当する細目を追加、必要のない細目は省略する。 |          |     |     |                         |     |     |
| ※原則、設計図書より数量を算出し計上すること。        |          |     |     |                         |     |     |
| 計                              |          |     |     |                         |     |     |
|                                |          |     |     |                         |     |     |

## 1-2正源氏プラザ改修

## 改修工事

| 名 称                    | 摘 要         | 数 量 | 单 位 | 单 価            | 金 領 | 備 考 |
|------------------------|-------------|-----|-----|----------------|-----|-----|
| <1階食堂、厨房機能改修>          |             |     |     |                |     |     |
| 仮設                     | 養生・足場・清掃    |     |     |                |     |     |
| 撤去                     | 天井          |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| 改修                     | 天井          |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| 改修                     | クリーニング      |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| 改修                     | 電気設備        | 1   | 式   |                |     |     |
| 仮設                     | 仮設空調設備(リース) | 1   | 式   |                |     |     |
| <投票所機能改修、投票所前ファンエリア改修> |             |     |     |                |     |     |
| 仮設                     | 養生・足場・清掃    |     |     |                |     |     |
| 撤去                     | 天井          |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| 改修                     | 天井          |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| 改修                     | 床           |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| 改修                     | クリーニング      |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| 改修                     | 電気設備        | 1   | 式   |                |     |     |
| 仮設                     | 仮設空調設備(リース) | 1   | 式   |                |     |     |

## 1-2正源氏プラザ改修

## 1-2正源氏プラザ改修

| 名 称                            | 摘 要      | 数 量 | 単 位                 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|--------------------------------|----------|-----|---------------------|-----|-----|-----|
| <客用便所改修>                       |          |     |                     |     |     |     |
| 仮設                             | 養生・足場・清掃 |     |                     |     |     |     |
| 撤去<br>内装                       | 取り合い部仕上  | 1   | m <sup>2</sup><br>式 |     |     |     |
| 撤去<br>便器                       |          |     | 台                   |     |     |     |
| 改修<br>躯体                       | 取り合い部仕上  | 1   | 式                   |     |     |     |
| 改修<br>便器                       |          |     | 台                   |     |     |     |
| <屋上防水改修>                       |          |     |                     |     |     |     |
| 防水改修                           |          |     | m <sup>2</sup>      |     |     |     |
|                                |          |     |                     |     |     |     |
|                                |          |     |                     |     |     |     |
| ※設計図書より該当する細目を追加、必要のない細目は省略する。 |          |     |                     |     |     |     |
| ※原則、設計図書より数量を算出し計上すること。        |          |     |                     |     |     |     |
| 計                              |          |     |                     |     |     |     |
|                                |          |     |                     |     |     |     |

## 1-4仮設走路審判室

## 1-4仮設走路審判室

| 名 称                            | 摘 要  | 数 量 | 単 位 | 単 価                     | 金 額 | 備 考 |
|--------------------------------|------|-----|-----|-------------------------|-----|-----|
| アレバ <sup>ア</sup> 造             | 建築工事 | 1   | 式   |                         |     |     |
| アレバ <sup>ア</sup> 造             | 解体費  | 1   | 式   | 建築、電気設備、機械設備の各工種別で計上する。 |     |     |
| アレバ <sup>ア</sup> 造             | 設備工事 | 1   | 式   |                         |     |     |
| インフラ盛替え                        |      | 1   | 式   | 電気設備、機械設備の各工種別で計上する。    |     |     |
|                                |      |     |     |                         |     |     |
|                                |      |     |     |                         |     |     |
|                                |      |     |     |                         |     |     |
|                                |      |     |     |                         |     |     |
|                                |      |     |     |                         |     |     |
|                                |      |     |     |                         |     |     |
| ※設計図書より該当する細目を追加、必要のない細目は省略する。 |      |     |     |                         |     |     |
| ※原則、設計図書より数量を算出し計上すること。        |      |     |     |                         |     |     |
| 計                              |      |     |     |                         |     |     |
|                                |      |     |     |                         |     |     |

## 2-1(1) メイン特別観覧席 解体工事

| 名 称          | 摘 要   | 数 量 | 単 位 | 単 価            | 金 額 | 備 考 |
|--------------|-------|-----|-----|----------------|-----|-----|
| <直接仮設工事>     |       |     |     |                |     |     |
| 外部足場         |       |     |     |                |     |     |
| 内部足場         |       |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| シート類         |       |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| 養生後片付け清掃費    |       |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| 小計           |       |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| <解体工事>       |       |     |     |                |     |     |
| 鉄筋コンクリート解体   | 基礎・上屋 |     |     |                |     |     |
| 鉄骨鉄筋コンクリート解体 |       |     |     | m3             |     |     |
| 鉄骨造解体        |       |     |     | m3             |     |     |
| 無筋コンクリート解体   |       |     |     | m3             |     |     |
| C B 積み等解体    |       |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| 内装材とりこわし     |       |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| 設備機器及び配管類    |       | 1   | 式   |                |     |     |
|              |       |     |     |                |     |     |

## 2-1(1) メイン特別観覧席

## 解体工事

| 名 称                            | 摘 要 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|--------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| <発生材運搬処分>                      |     |     |     |     |     |     |
| 運搬                             |     |     |     | m3  |     |     |
| 処分                             |     |     |     | m3  |     |     |
|                                |     |     |     |     |     |     |
|                                |     |     |     |     |     |     |
|                                |     |     |     |     |     |     |
|                                |     |     |     |     |     |     |
|                                |     |     |     |     |     |     |
|                                |     |     |     |     |     |     |
| ※設計図書より該当する細目を追加、必要のない細目は省略する。 |     |     |     |     |     |     |
| ※原則、設計図書より数量を算出し計上すること。        |     |     |     |     |     |     |
| 計                              |     |     |     |     |     |     |
|                                |     |     |     |     |     |     |

## 3-1選手宿舎・管理棟

## 直接仮設

| 名 称                            | 摘 要 | 数 量 | 単 位   | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|--------------------------------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|
| (直接仮設)                         |     |     |       |     |     |     |
| やり方                            |     |     | $m^2$ |     |     |     |
| 墨出し, 現寸型板                      |     |     | $m^2$ |     |     |     |
| 外部足場                           |     |     | $m^2$ |     |     |     |
| 外部シート等                         |     |     | $m^2$ |     |     |     |
| 内部足場                           |     |     | $m^2$ |     |     |     |
| 躯体, 仕上養生                       |     |     | $m^2$ |     |     |     |
| 清掃片付                           |     |     | $m^2$ |     |     |     |
| 発生材処分                          |     |     | $m^2$ |     |     |     |
| 安全施設, 他                        |     |     | $m^2$ |     |     |     |
| ※設計図書より該当する細目を追加、必要のない細目は省略する。 |     |     |       |     |     |     |
| ※原則、設計図書より数量を算出し計上すること。        |     |     |       |     |     |     |
| 計                              |     |     |       |     |     |     |
|                                |     |     |       |     |     |     |

## 3-1選手宿舎・管理棟

## 土工, 杭

| 名 称                            | 摘 要    | 数 量 | 单 位            | 单 価             | 金 額 | 備 考 |
|--------------------------------|--------|-----|----------------|-----------------|-----|-----|
| (土工事)                          |        |     |                |                 |     |     |
| 根切                             |        |     |                |                 |     |     |
| 残土処分                           |        |     | m3             |                 |     |     |
| 埋戻                             |        |     | m3             |                 |     |     |
| 床付け                            |        |     | m <sup>2</sup> |                 |     |     |
| 排水                             |        |     | m3             |                 |     |     |
| 山留                             |        |     | 式              | 山留面積m2を記載すること。  |     |     |
| (地業)                           |        |     |                |                 |     |     |
| 捨コンクリート                        |        |     | m3             |                 |     |     |
| 碎石地業                           |        |     | m3             |                 |     |     |
| 杭                              | 既存杭撤去共 | 1   | 式              | 杭本数及び長さを記載すること。 |     |     |
| ※設計図書より該当する細目を追加、必要のない細目は省略する。 |        |     |                |                 |     |     |
| ※原則、設計図書より数量を算出し計上すること。        |        |     |                |                 |     |     |
| 計                              |        |     |                |                 |     |     |
|                                |        |     |                |                 |     |     |

## 3-1選手宿舎・管理棟

## 躯体

| 名 称    | 摘 要                 | 数 量 | 单 位 | 单 価            | 金 領               | 備 考 |
|--------|---------------------|-----|-----|----------------|-------------------|-----|
| (基礎躯体) |                     |     |     |                |                   |     |
| コンクリート |                     |     |     | m3             |                   |     |
| 型枠     |                     |     |     | m <sup>2</sup> |                   |     |
| 鉄筋     |                     |     | t   |                | 設計数量（実長）tを記載すること。 |     |
| その他    | 基礎面積<br>開口・段差等雑もの加算 |     |     | m <sup>2</sup> |                   |     |
| 小計     |                     |     |     |                |                   |     |
| (地下躯体) |                     |     |     |                |                   |     |
| コンクリート |                     |     |     | m3             |                   |     |
| 型枠     |                     |     |     | m <sup>2</sup> |                   |     |
| 鉄筋     |                     |     | t   |                | 設計数量（実長）tを記載すること。 |     |
| その他    | 地下面積<br>開口・段差等雑もの加算 |     |     | m <sup>2</sup> |                   |     |
| 小計     |                     |     |     |                |                   |     |
| (地上躯体) |                     |     |     |                |                   |     |
| コンクリート |                     |     |     | m3             |                   |     |
| 型枠     | デッキプレート             |     |     | m <sup>2</sup> |                   |     |

## 3-1選手宿舎・管理棟

## 躯体

| 名 称                                | 摘 要 | 数 量 | 単 位   | 単 価               | 金 額 | 備 考 |
|------------------------------------|-----|-----|-------|-------------------|-----|-----|
| 鉄筋                                 |     |     | t     | 設計数量（実長）tを記載すること。 |     |     |
| 鉄骨                                 |     |     | t     |                   |     |     |
| 耐火被覆                               |     |     | $m^2$ |                   |     |     |
| 小計                                 |     |     |       |                   |     |     |
| (付帯鉄骨)                             |     |     |       |                   |     |     |
| 鉄骨階段                               |     |     | t     |                   |     |     |
| ELV鉄骨                              |     |     | t     |                   |     |     |
| ECP版廻り                             |     |     | t     |                   |     |     |
| ACW廻り                              |     |     | t     |                   |     |     |
| 庇・TP等                              |     |     | t     |                   |     |     |
| ※設計図書より該当する細目を追加、必要のない細目は省略する。     |     |     |       |                   |     |     |
| ※原則、設計図書より数量を算出し計上すること。            |     |     |       |                   |     |     |
| ※下記項目についても数量を計上すること。               |     |     |       |                   |     |     |
| 打設回数 回<br>全圧接ヶ所数 ケ所<br>PC版段床 $m^2$ |     |     |       |                   |     |     |
|                                    |     |     |       |                   |     |     |

## 3-1選手宿舎・管理棟

## 外部仕上

| 名 称     | 摘 要               | 数 量 | 単 位 | 単 価            | 金 額 | 備 考 |
|---------|-------------------|-----|-----|----------------|-----|-----|
| (屋根)    |                   |     |     |                |     |     |
| 屋上防水    | AS防押CON           |     |     |                |     |     |
| 立上      |                   |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| 笠木      |                   |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| RD      |                   |     |     | m              |     |     |
| 豎樋      |                   |     |     | か所             |     |     |
| (外壁)    |                   |     |     | m              |     |     |
| 地下外壁    |                   |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| 吹付け     |                   |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| PC版吹付け  |                   |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| ECP版吹付け | 工場塗装品<br>アスロック同等品 |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| (外部建具)  |                   |     |     |                |     |     |
| ACW     |                   |     |     |                |     |     |
| TP      |                   |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| AW      |                   |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |

## 3-1選手宿舎・管理棟

## 外部仕上

| 名 称                            | 摘 要                           | 数 量 | 単 位 | 単 価   | 金 額 | 備 考 |
|--------------------------------|-------------------------------|-----|-----|-------|-----|-----|
| AG                             |                               |     |     | $m^2$ |     |     |
| SSD                            |                               | 1   |     | 式     |     |     |
| SSD                            |                               | 1   |     | 式     |     |     |
| (外部雑)                          |                               |     |     |       |     |     |
| 軒天井仕上                          |                               |     |     | $m^2$ |     |     |
| アルミ庇                           |                               |     |     | $m^2$ |     |     |
| 庇軒先金物                          |                               |     |     | m     |     |     |
| フェンス                           |                               |     |     | $m^2$ |     |     |
| 手摺                             |                               |     |     | m     |     |     |
| 関連工事                           | 外部仕上・設備工事<br>(基礎、防水、雑金物、サイン等) | 1   |     | 式     |     |     |
| ※設計図書より該当する細目を追加、必要のない細目は省略する。 |                               |     |     |       |     |     |
| ※原則、設計図書より数量を算出し計上すること。        |                               |     |     |       |     |     |
| ※下記項目についても数量を計上すること。           |                               |     |     |       |     |     |
| 屋根面積 $m^2$ (仕上別)               |                               |     |     |       |     |     |
| 軒樋・縦樋長さ m (仕上別)                |                               |     |     |       |     |     |
| 外壁面積 $m^2$ (仕上別)               |                               |     |     |       |     |     |
| 外壁PC面積 $m^2$                   |                               |     |     |       |     |     |
| 外部建具面積 $m^2$ (種類別)             |                               |     |     |       |     |     |
| ガラス面積 $m^2$ (種類別)              |                               |     |     |       |     |     |

## 3-1選手宿舎・管理棟

## 内部仕上

| 名 称                            | 摘 要                           | 数 量 | 単 位            | 単 価            | 金 額 | 備 考 |
|--------------------------------|-------------------------------|-----|----------------|----------------|-----|-----|
| (内部仕上)                         |                               |     |                |                |     |     |
| 各室内部仕上                         |                               |     |                |                |     |     |
| (内部建具)                         |                               |     |                |                |     |     |
| SD                             |                               |     |                |                |     |     |
| (内部雑)                          |                               |     |                | か所             |     |     |
| OAフロア                          |                               |     |                |                |     |     |
| 断熱材吹付                          |                               |     |                | m <sup>2</sup> |     |     |
| 耐震天井等加算                        |                               |     |                | m <sup>2</sup> |     |     |
| 関連工事                           | 内部仕上・設備工事<br>(基礎、断熱、雑金物、サイン等) | 1   | m <sup>2</sup> | 式              |     |     |
| ※設計図書より該当する細目を追加、必要のない細目は省略する。 |                               |     |                |                |     |     |
| ※下記項目についても数量を計上すること。           |                               |     |                |                |     |     |
| 内部床仕上面積 m <sup>2</sup>         |                               |     |                |                |     |     |
| 内部壁仕上面積 m <sup>2</sup>         |                               |     |                |                |     |     |
| 内部天井仕上面積 m <sup>2</sup>        |                               |     |                |                |     |     |
| 間仕切面積 m <sup>2</sup>           |                               |     |                |                |     |     |
| 内部建具面積 m <sup>2</sup>          | (種類別)                         |     |                |                |     |     |
| ガラス面積 m <sup>2</sup>           | (種類別)                         |     |                |                |     |     |
| 手摺長さ m                         | (仕上別)                         |     |                |                |     |     |
|                                |                               |     |                |                |     |     |

## 3-1選手宿舎・管理棟

## 外構工事

| 名 称                               | 摘 要       | 数 量 | 単 位 | 単 価            | 金 額 | 備 考 |
|-----------------------------------|-----------|-----|-----|----------------|-----|-----|
| (舗装工事)                            |           |     |     |                |     |     |
| アスファルト舗装                          |           |     |     |                |     |     |
| すきとり、残土                           |           |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| (雑工事)                             |           |     |     | m <sup>3</sup> |     |     |
| 排水設備                              |           |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| 関連工事                              | 外構仕上・設備工事 | 1   | 式   |                |     |     |
| ※設計図書より該当する細目を追加、必要のない細目は省略する。    |           |     |     |                |     |     |
| ※下記項目についても数量を計上すること。              |           |     |     |                |     |     |
| 外構面積 m <sup>2</sup>               |           |     |     |                |     |     |
| 舗装面積 m <sup>2</sup>               |           |     |     |                |     |     |
| 植栽面積 m <sup>2</sup>               |           |     |     |                |     |     |
| 植栽数量 m <sup>2</sup> 又は本<br>縁石数量 m |           |     |     |                |     |     |
| 側溝(蓋共) m                          |           |     |     |                |     |     |
| 柵 か所                              |           |     |     |                |     |     |
| フェンス m                            |           |     |     |                |     |     |
|                                   |           |     |     |                |     |     |
|                                   |           |     |     |                |     |     |
|                                   |           |     |     |                |     |     |
| 計                                 |           |     |     |                |     |     |
|                                   |           |     |     |                |     |     |

## 3-1選手宿舎・管理棟

## 電気設備

| 名 称                            | 摘 要                        | 数 量 | 单 位 | 单 価        | 金 領 | 備 考 |
|--------------------------------|----------------------------|-----|-----|------------|-----|-----|
| 電気設備工事                         |                            | 1   | 式   | 各工種別で計上する。 |     |     |
| ※設計図書より該当する細目を追加、必要のない細目は省略する。 |                            |     |     |            |     |     |
| ※下記項目についても数量を計上すること。           |                            |     |     |            |     |     |
| 電灯設備                           | 各種照明器具<br>各種電灯分電盤<br>配管配線類 |     | 台面式 |            |     |     |
| 動力設備                           | 各種動力制御盤<br>配管配線類           |     | 面式  |            |     |     |
| 受変電設備                          | 各種配電盤                      |     | 面式  |            |     |     |
| 発電設備                           | 発電装置                       |     | 式   |            |     |     |
| 構内情報通信網設備                      | 配管配線類                      |     | 式   |            |     |     |
| 構内交換設備                         | 各種機器                       |     | 台式  |            |     |     |
| 情報表示設備                         | 配管配線類<br>各種機器<br>配管配線類     |     | 台式  |            |     |     |
| 映像音響設備                         | 各種機器<br>配管配線類              |     | 台式  |            |     |     |
| 拡声設備                           | 各種機器                       |     | 台式  |            |     |     |
| 誘導支援設備                         | 配管配線類<br>各種機器<br>配管配線類     |     | 台式  |            |     |     |
| テレビ共同受信設備                      | 各種機器<br>配管配線類              |     | 台式  |            |     |     |
| 監視カメラ設備                        | 各種機器                       |     | 台式  |            |     |     |
| 防犯・入退室管理設備                     | 配管配線類<br>各種機器<br>配管配線類     |     | 台式  |            |     |     |
| 自動火災報知設備                       | 各種機器<br>配管配線類              |     | 台式  |            |     |     |
| 場内運営設備（電力）                     | 配管配線類                      |     | 式   |            |     |     |
| 場内運営設備（通信）                     | 各種照明器具<br>配管配線類            |     | 式   |            |     |     |
| 構内配電線路                         | 配管配線類                      |     | 台式  |            |     |     |
| 構内通信線路                         | 配管配線類                      |     | 式   |            |     |     |

## 3-1選手宿舎・管理棟

## 給排水設備

| 名 称                            | 摘 要 | 数 量  | 单 位 | 单 価        | 金 領 | 備 考 |
|--------------------------------|-----|--|-----|------------|-----|-----|
| 給排水設備工事                        |     | 1  | 式   | 各工種別で計上する。 |     |     |
| ※設計図書より該当する細目を追加、必要のない細目は省略する。 |     |  |     |            |     |     |
| ※下記項目についても数量を計上すること。           |     |  |     |            |     |     |
| 給水配管<br>排水通気配管<br>屋外給水設備       |     | 管種・口径毎に長さを拾うこと<br>管種・口径毎に長さを拾うこと<br>管種・口径毎に長さを拾うこと |     |            |     |     |
| 屋外排水設備<br>給湯配管                 |     | 管種・口径毎に長さを拾うこと<br>管種・口径毎に長さを拾うこと                   |     |            |     |     |
|                                |     |  |     |            |     |     |
|                                |     |  |     |            |     |     |
|                                |     |  |     |            |     |     |
|                                |     |  |     |            |     |     |
|                                |     |  |     |            |     |     |
|                                |     |  |     |            |     |     |
| 計                              |     |  |     |            |     |     |
|                                |     |  |     |            |     |     |

## 3-1選手宿舎・管理棟

## 空調設備

| 名 称                            | 摘 要            | 数 量 | 単 位 | 単 価        | 金 額 | 備 考 |
|--------------------------------|----------------|-----|-----|------------|-----|-----|
| 空調設備工事                         |                | 1   | 式   | 各工種別で計上する。 |     |     |
| ※設計図書より該当する細目を追加、必要のない細目は省略する。 |                |     |     |            |     |     |
| ※下記項目についても数量を計上すること。           |                |     |     |            |     |     |
| 配管設備（冷温水）                      | 管種・口径毎に長さを拾うこと |     |     |            |     |     |
| 配管設備（ドレン管）                     | 管種・口径毎に長さを拾うこと |     |     |            |     |     |
| 配管設備（冷媒）                       | 管種・口径毎に長さを拾うこと |     |     |            |     |     |
| 配管設備（ガス）                       | 管種・口径毎に長さを拾うこと |     |     |            |     |     |
| ダクト設備（丸ダクト）                    | 材質・口径毎に長さを拾うこと |     |     |            |     |     |
| ダクト設備（角ダクト）                    | 材質・口径毎に長さを拾うこと |     |     |            |     |     |
|                                |                |     |     |            |     |     |
|                                |                |     |     |            |     |     |
|                                |                |     |     |            |     |     |
|                                |                |     |     |            |     |     |
|                                |                |     |     |            |     |     |
|                                |                |     |     |            |     |     |
| 計                              |                |     |     |            |     |     |
|                                |                |     |     |            |     |     |

## 3-1選手宿舎・管理棟

## 昇降機設備

| 名 称   | 摘 要 | 数 量 | 单 位 | 单 価 | 金 額 | 備 考 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|       |     |     |     |     |     |     |
| 昇降機設備 |     | 1   | 式   |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
| 計     |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |

## 共通仮設費

| 名 称                                  | 摘 要 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|--------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 準備費                                  |     | 1   | 式   |     |     |     |
| 仮設建物                                 |     | 1   | 式   |     |     |     |
| 工事施設                                 |     | 1   | 式   |     |     |     |
| 機械器具                                 |     | 1   | 式   |     |     |     |
| 電力用水                                 |     | 1   | 式   |     |     |     |
| 環境安全                                 |     | 1   | 式   |     |     |     |
| 整理清掃                                 |     | 1   | 式   |     |     |     |
| 運 搬                                  |     | 1   | 式   |     |     |     |
| その他                                  |     | 1   | 式   |     |     |     |
| ※ステップ区分表の「ステップ」に合わせて記載する。            |     |     |     |     |     |     |
| ※原則、設計図書より数量を算出し計上すること。              |     |     |     |     |     |     |
| ※下記項目についても数量を計上すること。                 |     |     |     |     |     |     |
| 仮囲い、工事ゲート<br>敷き鉄板、騒音振動計<br>交通誘導員、揚重機 |     |     |     |     |     |     |
| 計                                    |     |     |     |     |     |     |

## 現場管理費

| 名 称   | 摘 要 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 現場管理費 |     | 1   | 式   |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
| 計     |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |

## 一般管理費等

| 名 称    | 摘 要 | 数 量 | 单 位 | 单 価 | 金 領 | 備 考 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 一般管理費等 |     | 1   | 式   |     |     |     |
|        |     |     |     |     |     |     |
|        |     |     |     |     |     |     |
|        |     |     |     |     |     |     |
|        |     |     |     |     |     |     |
|        |     |     |     |     |     |     |
|        |     |     |     |     |     |     |
|        |     |     |     |     |     |     |
| 計      |     |     |     |     |     |     |
|        |     |     |     |     |     |     |

(様式14)

久留米競輪場再整備に係る施工予定者選定公募型プロポーザル

受付番号

令和 年 月 日

### VE提案採用後概算工事費見積書

久留米市長 原口 新五 様

提出者 住所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

久留米競輪場再整備に係る施工予定者選定公募型プロポーザルのVE提案採用後概算工事費を下記のとおり提示します。

記

#### 1. VE提案採用後概算工事費

金 円

※消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。

以下は確認・参考のため記載すること。

#### 2. VE提案採用前概算工事費

金 円

※税抜き

#### 3. VE提案採用後概算工事費

金 円

※税抜き

#### 4. VE提案採用(縮減)金額合計

金 円

※税抜き

#### <連絡先>

|         |  |
|---------|--|
| 所属部署名   |  |
| 担当者職・氏名 |  |
| 電話番号    |  |
| FAX     |  |
| メールアドレス |  |

久留米競輪場再整備に係る施工予定者選定公募型プロポーザル  
VE提案採用後概算工事費見積内訳書

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

概算工事費見積 ステップ区分表

| 通し番号 | 配置図番号 | 名称                  | 規格・寸法 | 数量 | 単位 | 概算工事費 (円) |  | 備考                                |
|------|-------|---------------------|-------|----|----|-----------|--|-----------------------------------|
|      |       |                     |       |    |    | 概算工事費 (円) |  |                                   |
| I-1  |       | ステップ 1              |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
|      |       | 仮設・改修工事             |       |    |    |           |  |                                   |
| 1-1  | B-①   | 仮設審査棟               |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 1-2  | C-①   | 正源氏ブラザ改修            |       | 1  | 式  |           |  | 22. 地域サイクルコミュニティセンター              |
| 1-3  | C-②   | サイドスタンンド (アザレア) 改修  |       | 1  | 式  |           |  | 7. サイドスタンンド (アザレア)                |
| 1-4  | B-③   | 仮設走路審査室             |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 1-5  | B-④   | 仮設誘導員控室             |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 1-6  | B-②   | 仮設アマチュア道場           |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 1-7  | -     | 仮設アマチュア控室           |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 1-8  | 2a    | メインスタンンド記者席解体       |       | 1  | 式  |           |  | L15-1. 工事ステップ図：一部撤去 (2-2メインスタンンド) |
|      |       |                     |       |    |    |           |  |                                   |
| I-2  |       | ステップ 2              |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
|      |       | 解体工事                |       |    |    |           |  |                                   |
| 2-1  | 1     | メイン特別観覧席            |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 2-2  | 2     | メインスタンンド、下記者席、実況放送室 |       | 1  | 式  |           |  | 下記者席 (2a)、実況放送室 (2A)              |
| 2-3  | 3     | バックスタンンド            |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 2-4  | 3a    | バック下特別観覧席           |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 2-5  | 3b    | 第5・6券売所             |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 2-6  | 5     | 審査塔                 |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 2-7  | 8     | 消防員詰所 (倉庫)          |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 2-8  | 11    | 休憩所 (あずまや)          |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 2-9  | 14    | メインスタンンド付近湯茶接待所     |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 2-10 | 17    | 南門入場券売場             |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 2-11 | 21    | サービスセンター            |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 2-12 | 27    | 旧正門横トイレ             |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 2-13 | 33    | 旧正門横食堂              |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 2-14 | 34    | 正門エントランス            |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 2-15 | 35    | 予想紙券売場              |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 2-16 | 45    | 南門警備詰所              |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 2-17 | 46    | 旧正門ブリハブ             |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 2-18 | 48    | 予想紙記者詰所             |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 2-19 | 58    | サービスセンター旧第3支所、連絡通路  |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 2-20 | 59    | 旧正門ゴミ置き場            |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 2-21 | 60    | こども広場休憩所 (テント屋根)    |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 2-22 | 61    | 正門通路庇               |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 2-23 | -     | 大型映像装置              |       | 1  | 式  |           |  | 屋外 (サービスセンター付近)                   |
| 2-24 | -     | 大型機器撤去              |       | 1  | 式  |           |  | T01. 設備機器解体撤去リスト                  |
| 2-25 | -     | アスベスト除去             |       | 1  | 式  |           |  | T03. アスベスト除去計画図                   |
|      |       |                     |       |    |    |           |  |                                   |
| I-3  |       | ステップ 3              |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
|      |       | 新築工事                |       |    |    |           |  |                                   |
| 3-1  | A-②   | 選手宿舎・管理棟            |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 3-2  | A-①   | メインスタンンド棟           |       | 1  | 式  |           |  | ZEB+Ready対応                       |
| 3-3  | A-③   | 食堂棟                 |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 3-4  | A-①   | メインスタンンド大屋根         |       | 1  | 式  |           |  | A09-2-3. 地下1階、屋上階平面図 (メインスタンンド棟)  |
| 3-5  | A-①   | 屋外観客席               |       | 1  | 式  |           |  | A09-2-1. 1階平面図 (メインスタンンド棟)        |
| 3-6  | -     | 基礎撤去部分埋め戻し土         |       | 1  | 式  |           |  | L13. 切土・盛土範囲図                     |
| 3-7  | -     | 西エントラ外構整備           |       | 1  | 式  |           |  | L15-3. 工事ステップ図：西側外構整備             |
| 3-8  | A-④   | アマチュア道場             |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 3-9  | A-⑤   | 地元ハーネドケース置場         |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 3-10 | A-⑥   | 守衛所                 |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
|      |       |                     |       |    |    |           |  |                                   |
| I-4  |       | ステップ 4              |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
|      |       | 新築工事                |       |    |    |           |  |                                   |
| 4-1  | -     | 芝生広場・駐車場整備          |       | 1  | 式  |           |  | L15-4. 工事ステップ図：東側外構整備             |
| 4-2  | -     | パンク競技用照明            |       | 1  | 式  |           |  | 電気03-19-2. 走行路照明設備構内配電線路図         |
| 4-3  | -     | 駐車場外灯               |       | 1  | 式  |           |  | 電気06-2. 構内配電線路 (外灯) 図             |
|      |       |                     |       |    |    |           |  |                                   |
|      |       | 解体工事                |       |    |    |           |  |                                   |
| 4-4  | 4     | 選手宿舎付近電気室           |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 4-5  | 6     | 集計センター前売発券所         |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 4-6  | 6a    | 旧集計センター             |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 4-7  | 7     | サイドスタンンド (アザレア)     |       | 1  | 式  |           |  | ステップ 1 にて屋根撤去済み                   |
| 4-8  | 9     | 選手宿舎                |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 4-9  | 10    | 新サイドスタンンド・第2券売所     |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 4-10 | 12    | 無停電装置室              |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 4-11 | 15    | 選手宿舎入口警備詰所          |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 4-12 | 16    | 選手用自転車置場            |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 4-13 | 18    | 集計センター付近プレハブ倉庫      |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 4-14 | 19    | 敗闘門渡り廊下             |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 4-15 | 20    | 管理人宿直室              |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 4-17 | 23    | 北門入場券売所             |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 4-18 | 24    | 来場者自転車置場            |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 4-19 | 25    | ベンチ上屋               |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 4-20 | 26    | 地下道                 |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 4-21 | 28    | 東門入場券売場・警備員詰所       |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 4-22 | 36    | 共同インタビュー室           |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 4-23 | 37    | 東門トイレ               |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 4-24 | 39    | 受付事務所               |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 4-25 | 40    | ポンプ室                |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 4-26 | 41    | 旧集計センター横トイレ         |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 4-27 | 42    | 指導員室                |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 4-28 | 43    | ローラー練習室             |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 4-29 | 44    | 倉庫 (旧浄化槽機械室)        |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 4-30 | 47    | サービスセンター付近清掃員詰所     |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 4-31 | 49    | 焼却炉 (正源氏ブラザ付近)      |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 4-32 | 50    | 選手宿舎清掃員詰所           |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 4-33 | 56    | 参道入口警備詰所            |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 4-34 | 57    | バスUターン警備詰所          |       | 1  | 式  |           |  |                                   |
| 4-35 | -     | 大型機器撤去              |       | 1  | 式  |           |  | T01. 設備機器解体撤去リスト                  |

## 【参考内訳書式】

| 名 称   | 数 量 | 単 位 | 金 額 | 備 考                         |
|---|-----|-----|-----|-----------------------------|
| ■本書式に記載のない事項、積算要領については、見積要項書及び見積要項書に示す標準仕様書群等による。標準仕様書群等は最新のものを使用すること。                                |     |     |     |                             |
| ・原則、設計図書より数量を算出し計上すること。（一式金額とはせず 数量 X 単価 = 金額 で算出する。）<br>・工事請負契約後、内訳書の内容に関わる数量とその根拠について提出を求める場合があります。 |     |     |     |                             |
| 直接工事費   |     |     |     |                             |
| 直接工事費   | 1   | 式   |     | 工事種別内訳                      |
| 計   |     |     |     |                             |
| 共通費   |     |     |     |                             |
| 共通仮設費   | 1   | 式   |     |                             |
| 現場管理費   | 1   | 式   |     | 共通仮設費、現場経費、一般管理費等に区分して記載する。 |
| 一般管理費等  | 1   | 式   |     |                             |
| 計   |     |     |     |                             |
| 工事価格  | 1   | 式   |     |                             |
| 消費税等相当額   | 1   | 式   |     |                             |
| 工事費   | 1   | 式   |     |                             |





| 名 称                          | 数 量 | 単 位 | 金 額 | 備 考         |
|------------------------------|-----|-----|-----|-------------|
| 2-1<br>(1)メイン特別観覧席           | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-2<br>(2)メインスタンド、下記者席、実況放送室 | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-3<br>(3)バックスタンド            | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-5<br>(3a)バック下特別観覧席         | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-6<br>(3b)第5・6発券所           | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-7<br>(5)審判塔                | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-8<br>(8)消防員詰所（倉庫）          | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-9<br>(11)休憩所（あずまや）         | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-10<br>(14)メインスタンド付近湯茶接待所   | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-11<br>(17)南門入場券売場          | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-12<br>(21)サービスセンター         | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-13<br>(27)旧正門横トイレ          | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-14<br>(33)旧正門横食堂           | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-15<br>(34)正門エントランス         | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-16<br>(35)予想紙売場            | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |

| 名 称   | 数 量 | 単 位 | 金 額 | 備 考         |
|---|-----|-----|-----|-------------|
| 2-17<br>(45)南門警備詰所                                    | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-18<br>(46)旧正門プレハブ                                   | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-19<br>(48)予想紙記者詰所                                   | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-20<br>(58)サービスセンター旧第3支払所<br>、連絡通路                   | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-21<br>(59)旧正門ゴミ置き場                                  | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-22<br>(60)こども広場休憩所 (テント屋根<br>)                      | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-23<br>(61)正門通路庇                                     | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-24<br>大型映像装置  | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-25<br>大型機器撤去  | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 2-26<br>アスベスト除去                                       | 1   | 式   |     | ステップ2 科目別内訳 |
| 計   |     |     |     |             |
| ※ステップ区分表の「名称(建物等)」に合わせて記載する。<br>(大型機器撤去、アスベスト除去も区分する) |     |     |     |             |
|   |     |     |     |             |
|   |     |     |     |             |
|   |     |     |     |             |

| 名 称                          | 数 量 | 単 位 | 金 額 | 備 考         |
|------------------------------|-----|-----|-----|-------------|
| 3-1<br>選手宿舎・管理棟              | 1   | 式   |     | ステップ3 科目別内訳 |
| 3-2a<br>メインスタンド棟             | 1   | 式   |     | ステップ3 科目別内訳 |
| 3-3<br>食堂棟                   | 1   | 式   |     | ステップ3 科目別内訳 |
| 3-2b<br>メインスタンド大屋根           | 1   | 式   |     | ステップ3 科目別内訳 |
| 3-2c<br>屋外観客席                | 1   | 式   |     | ステップ3 科目別内訳 |
| 3-2d<br>基礎撤去部分埋め戻し土          | 1   | 式   |     | ステップ3 科目別内訳 |
| 3-4<br>西エリア外構整備              | 1   | 式   |     | ステップ3 科目別内訳 |
| 3-6<br>アマチュア道場               | 1   | 式   |     | ステップ3 科目別内訳 |
| 3-7<br>地元ハードケース              | 1   | 式   |     | ステップ3 科目別内訳 |
| 3-8<br>守衛室                   | 1   | 式   |     | ステップ3 科目別内訳 |
| 計                            |     |     |     |             |
| ※ステップ区分表の「名称(建物等)」に合わせて記載する。 |     |     |     |             |
|                              |     |     |     |             |
|                              |     |     |     |             |
|                              |     |     |     |             |



| 名 称                        | 数 量 | 単 位 | 金 額 | 備 考         |
|----------------------------|-----|-----|-----|-------------|
| 4-6<br>(4)選手宿舎付近電気室<br>去   | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-7<br>(6)集計センター前売発券所      | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-8<br>(6a)旧集計センター         | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-9<br>(7)サイドスタンド (アザレア)   | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-10<br>(9)選手宿舎            | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-11<br>(10)新サイドスタンド・第2券売所 | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-12<br>(12)無停電装置室<br>去    | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-13<br>(15)選手宿舎入口警備詰所     | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-14<br>(16)選手用自転車置場       | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-15<br>(18)集計センター付近プレハブ倉庫 | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-16<br>(19)散闊門渡り廊下        | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-17<br>(20)管理人宿直室         | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-19<br>(23)北門入場発券所        | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-20<br>(24)来場者自転車置場       | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-21<br>(25)ベンチ上屋          | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |

| 名 称                         | 数 量 | 単 位 | 金 額 | 備 考         |
|-----------------------------|-----|-----|-----|-------------|
| 4-22<br>(26)地下道             | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-23<br>(28)東門入場券売場・警備員詰所   | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-24<br>(36)共同インタビュー室       | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-25<br>(37)東門トイレ           | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-26<br>(39)受付事務所           | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-27<br>(40)ポンプ室            | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-28<br>(41)旧集計センター横トイレ     | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-29<br>(42)指導員室            | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-30<br>(43)ローラー練習室         | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-31<br>(44)倉庫（旧浄化槽機械室）     | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-32<br>(47)サービスセンター付近清掃員詰所 | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-33<br>(49)焼却炉（正源氏プラザ付近）   | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-34<br>(50)選手宿舎清掃員詰所       | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-35<br>(56)参道入口警備詰所        | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |
| 4-36<br>(57)バスUターン警備詰所      | 1   | 式   |     | ステップ4 科目別内訳 |



1-1 仮設審判棟

1-2正源氏プラザ改修

## 2-1(1) メイン特別観覧席

| 名 称  | 数 量   | 単 位 | 金 額     | 備 考   |
|--|---|-----|---------|-------|
| ■工事内容が解体工事の場合                                      |   |     |         |       |
| 解体工事   | 1   | 式   |         | 細目別内訳 |
| 計  |   |     |         |       |
| ※ステップ区分表より改修工事を区分し記載する。                            |   |     |         |       |
| (参考)<br>メインスタンド、下記者席、実況放送室<br>バックスタンド              | 集計センター前売発券所<br>旧集計センター 発電機撤去                    |     |         |       |
| バック下特別観覧席<br>第5・6発券所<br>審判塔                        | サイドスタンド（アザレア）<br>選手宿舎<br>新サイドスタンド・第2券売所         |     | ※屋根撤去済み |       |
| 消防員詰所（倉庫）<br>休憩所（あずまや）<br>メインスタンド付近湯茶接待所           | 無停電装置室 発電機、UPS撤去<br>選手宿舎入口警備詰所<br>選手用自転車置場      |     |         |       |
| 南門入場券売場<br>サービスセンター（屋上発電機撤去）<br>旧正門横トイレ            | 集計センター付近プレハブ倉庫<br>敢闘門渡り廊下<br>管理人宿直室             |     |         |       |
| 旧正門横食堂<br>正門エントランス<br>予想紙売場                        | 北門入場券売所<br>来場者自転車置場<br>ベンチ上屋                    |     |         |       |
| 南門警備詰所<br>旧正門プレハブ<br>予想紙記者詰所                       | 地下道<br>東門入場券売場・警備員詰所<br>共同インタビュー室               |     |         |       |
| サービスセンター旧第3支払所、連絡通路<br>旧正門ゴミ置き場<br>こども広場休憩所（テント屋根） | 東門トイレ<br>受付事務所<br>ポンプ室 発電機撤去                    |     |         |       |
| 正門通路庇<br>大型映像装置<br>大型機器撤去<br>アスベスト除去               | 旧集計センター横トイレ<br>指導員室<br>ローラー練習室                  |     |         |       |
|  | 倉庫（旧浄化槽機械室）<br>サービスセンター付近清掃員詰所<br>焼却炉（正源氏プラザ付近） |     |         |       |
|  | 選手宿舎清掃員詰所<br>参道入口警備詰所<br>バスUターン警備詰所             |     |         |       |
|  | 大型機器撤去  |     |         |       |

## 3-1選手宿舎・管理棟

| 名 称                                   | 数 量 | 单 位 | 金 頓 | 備 考   |
|---------------------------------------|-----|-----|-----|-------|
| ■工事内容が新築工事の場合                         |     |     |     |       |
| 直接仮設                                  | 1   | 式   |     | 細目別内訳 |
| 土工, 杭                                 | 1   | 式   |     | 細目別内訳 |
| 躯体                                    | 1   | 式   |     | 細目別内訳 |
| 外部仕上                                  | 1   | 式   |     | 細目別内訳 |
| 内部仕上                                  | 1   | 式   |     | 細目別内訳 |
| 外構工事                                  | 1   | 式   |     | 細目別内訳 |
| 電気設備                                  | 1   | 式   |     | 細目別内訳 |
| 給排水設備                                 | 1   | 式   |     | 細目別内訳 |
| 空調設備                                  | 1   | 式   |     | 細目別内訳 |
| 昇降機設備                                 | 1   | 式   |     | 細目別内訳 |
| 計                                     |     |     |     |       |
| ※各工種科目は設計図書に該当するもののみ計上し、必要のない科目は省略する。 |     |     |     |       |
|                                       |     |     |     |       |
|                                       |     |     |     |       |

### 3-2aメインスタンド棟

| 1-1仮設審判棟 仮設工事                  |          |     |     |                         |     |     |
|--------------------------------|----------|-----|-----|-------------------------|-----|-----|
| 名 称                            | 摘 要      | 数 量 | 单 位 | 单 価                     | 金 領 | 備 考 |
| <在来施工部分>                       |          |     |     |                         |     |     |
| 建築工事                           | 基礎部・1F部分 | 1   | 式   | 建築、電気設備、機械設備の各工種別で計上する。 |     |     |
| とりこわし                          | 基礎部・1F部分 |     | m2  |                         |     |     |
|                                |          |     |     |                         |     |     |
| <リース工事部分>                      |          |     |     |                         |     |     |
| フ レハブ 造                        | 建築工事     | 1   | 式   |                         |     |     |
| フ レハブ 造                        | 解体費      | 1   | 式   | 建築、電気設備、機械設備の各工種別で計上する。 |     |     |
| フ レハブ 造                        | 設備工事     | 1   | 式   |                         |     |     |
| <その他>                          |          |     |     |                         |     |     |
| バラ盛替え                          |          | 1   | 式   | 電気設備、機械設備の各工種別で計上する。    |     |     |
|                                |          |     |     |                         |     |     |
| ※設計図書より該当する細目を追加、必要のない細目は省略する。 |          |     |     |                         |     |     |
| ※原則、設計図書より数量を算出し計上すること。        |          |     |     |                         |     |     |
| 計                              |          |     |     |                         |     |     |
|                                |          |     |     |                         |     |     |

## 1-2正源氏プラザ改修

## 改修工事

| 名 称                    | 摘 要         | 数 量 | 单 位 | 单 価            | 金 領 | 備 考 |
|------------------------|-------------|-----|-----|----------------|-----|-----|
| <1階食堂、厨房機能改修>          |             |     |     |                |     |     |
| 仮設                     | 養生・足場・清掃    |     |     |                |     |     |
| 撤去                     | 天井          |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| 改修                     | 天井          |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| 改修                     | クリーニング      |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| 改修                     | 電気設備        | 1   | 式   |                |     |     |
| 仮設                     | 仮設空調設備(リース) | 1   | 式   |                |     |     |
| <投票所機能改修、投票所前ファンエリア改修> |             |     |     |                |     |     |
| 仮設                     | 養生・足場・清掃    |     |     |                |     |     |
| 撤去                     | 天井          |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| 改修                     | 天井          |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| 改修                     | 床           |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| 改修                     | クリーニング      |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| 改修                     | 電気設備        | 1   | 式   |                |     |     |
| 仮設                     | 仮設空調設備(リース) | 1   | 式   |                |     |     |

## 1-2正源氏プラザ改修

## 1-2正源氏プラザ改修

| 名 称                            | 摘 要      | 数 量 | 単 位                 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|--------------------------------|----------|-----|---------------------|-----|-----|-----|
| <客用便所改修>                       |          |     |                     |     |     |     |
| 仮設                             | 養生・足場・清掃 |     |                     |     |     |     |
| 撤去内装                           | 取り合い部仕上  | 1   | m <sup>2</sup><br>式 |     |     |     |
| 撤去便器                           |          |     | 台                   |     |     |     |
| 改修躯体                           | 取り合い部仕上  | 1   | 式                   |     |     |     |
| 改修便器                           |          |     | 台                   |     |     |     |
| <屋上防水改修>                       |          |     |                     |     |     |     |
| 防水改修                           |          |     | m <sup>2</sup>      |     |     |     |
|                                |          |     |                     |     |     |     |
|                                |          |     |                     |     |     |     |
| ※設計図書より該当する細目を追加、必要のない細目は省略する。 |          |     |                     |     |     |     |
| ※原則、設計図書より数量を算出し計上すること。        |          |     |                     |     |     |     |
| 計                              |          |     |                     |     |     |     |
|                                |          |     |                     |     |     |     |

## 1-4仮設走路審判室

## 1-4仮設走路審判室

| 名 称                            | 摘 要  | 数 量 | 単 位 | 単 価                     | 金 額 | 備 考 |
|--------------------------------|------|-----|-----|-------------------------|-----|-----|
| アレバ <sup>ア</sup> 造             | 建築工事 | 1   | 式   |                         |     |     |
| アレバ <sup>ア</sup> 造             | 解体費  | 1   | 式   | 建築、電気設備、機械設備の各工種別で計上する。 |     |     |
| アレバ <sup>ア</sup> 造             | 設備工事 | 1   | 式   |                         |     |     |
| インフラ盛替え                        |      | 1   | 式   | 電気設備、機械設備の各工種別で計上する。    |     |     |
|                                |      |     |     |                         |     |     |
|                                |      |     |     |                         |     |     |
|                                |      |     |     |                         |     |     |
|                                |      |     |     |                         |     |     |
|                                |      |     |     |                         |     |     |
|                                |      |     |     |                         |     |     |
| ※設計図書より該当する細目を追加、必要のない細目は省略する。 |      |     |     |                         |     |     |
| ※原則、設計図書より数量を算出し計上すること。        |      |     |     |                         |     |     |
| 計                              |      |     |     |                         |     |     |
|                                |      |     |     |                         |     |     |

## 2-1(1) メイン特別観覧席 解体工事

| 名 称          | 摘 要   | 数 量 | 単 位 | 単 価            | 金 額 | 備 考 |
|--------------|-------|-----|-----|----------------|-----|-----|
| <直接仮設工事>     |       |     |     |                |     |     |
| 外部足場         |       |     |     |                |     |     |
| 内部足場         |       |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| シート類         |       |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| 養生後片付け清掃費    |       |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| 小計           |       |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| <解体工事>       |       |     |     |                |     |     |
| 鉄筋コンクリート解体   | 基礎・上屋 |     |     |                |     |     |
| 鉄骨鉄筋コンクリート解体 |       |     |     | m3             |     |     |
| 鉄骨造解体        |       |     |     | m3             |     |     |
| 無筋コンクリート解体   |       |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| CB積み等解体      |       |     |     | m3             |     |     |
| 内装材とりこわし     |       |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| 設備機器及び配管類    |       | 1   |     | m <sup>2</sup> |     |     |
|              |       |     | 式   |                |     |     |

## 2-1(1) メイン特別観覧席

## 解体工事

| 名 称                            | 摘 要 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|--------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| <発生材運搬処分>                      |     |     |     |     |     |     |
| 運搬                             |     |     |     | m3  |     |     |
| 処分                             |     |     |     | m3  |     |     |
|                                |     |     |     |     |     |     |
|                                |     |     |     |     |     |     |
|                                |     |     |     |     |     |     |
|                                |     |     |     |     |     |     |
|                                |     |     |     |     |     |     |
|                                |     |     |     |     |     |     |
| ※設計図書より該当する細目を追加、必要のない細目は省略する。 |     |     |     |     |     |     |
| ※原則、設計図書より数量を算出し計上すること。        |     |     |     |     |     |     |
| 計                              |     |     |     |     |     |     |
|                                |     |     |     |     |     |     |

## 3-1選手宿舎・管理棟

## 直接仮設

| 名 称                            | 摘 要 | 数 量 | 単 位   | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|--------------------------------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|
| (直接仮設)                         |     |     |       |     |     |     |
| やり方                            |     |     | $m^2$ |     |     |     |
| 墨出し, 現寸型板                      |     |     | $m^2$ |     |     |     |
| 外部足場                           |     |     | $m^2$ |     |     |     |
| 外部シート等                         |     |     | $m^2$ |     |     |     |
| 内部足場                           |     |     | $m^2$ |     |     |     |
| 躯体, 仕上養生                       |     |     | $m^2$ |     |     |     |
| 清掃片付                           |     |     | $m^2$ |     |     |     |
| 発生材処分                          |     |     | $m^2$ |     |     |     |
| 安全施設, 他                        |     |     | $m^2$ |     |     |     |
| ※設計図書より該当する細目を追加、必要のない細目は省略する。 |     |     |       |     |     |     |
| ※原則、設計図書より数量を算出し計上すること。        |     |     |       |     |     |     |
| 計                              |     |     |       |     |     |     |
|                                |     |     |       |     |     |     |

## 3-1選手宿舎・管理棟

## 土工, 杭

| 名 称                            | 摘 要    | 数 量 | 单 位            | 单 価             | 金 額 | 備 考 |
|--------------------------------|--------|-----|----------------|-----------------|-----|-----|
| (土工事)                          |        |     |                |                 |     |     |
| 根切                             |        |     |                |                 |     |     |
| 残土処分                           |        |     | m3             |                 |     |     |
| 埋戻                             |        |     | m3             |                 |     |     |
| 床付け                            |        |     | m <sup>2</sup> |                 |     |     |
| 排水                             |        |     | m3             |                 |     |     |
| 山留                             |        |     | 式              | 山留面積m2を記載すること。  |     |     |
| (地業)                           |        |     |                |                 |     |     |
| 捨コンクリート                        |        |     | m3             |                 |     |     |
| 碎石地業                           |        |     | m3             |                 |     |     |
| 杭                              | 既存杭撤去共 | 1   | 式              | 杭本数及び長さを記載すること。 |     |     |
| ※設計図書より該当する細目を追加、必要のない細目は省略する。 |        |     |                |                 |     |     |
| ※原則、設計図書より数量を算出し計上すること。        |        |     |                |                 |     |     |
| 計                              |        |     |                |                 |     |     |
|                                |        |     |                |                 |     |     |

## 3-1選手宿舎・管理棟

## 躯体

| 名 称    | 摘 要                 | 数 量 | 单 位 | 单 価            | 金 領               | 備 考 |
|--------|---------------------|-----|-----|----------------|-------------------|-----|
| (基礎躯体) |                     |     |     |                |                   |     |
| コンクリート |                     |     |     | m3             |                   |     |
| 型枠     |                     |     |     | m <sup>2</sup> |                   |     |
| 鉄筋     |                     |     | t   |                | 設計数量（実長）tを記載すること。 |     |
| その他    | 基礎面積<br>開口・段差等雑もの加算 |     |     | m <sup>2</sup> |                   |     |
| 小計     |                     |     |     |                |                   |     |
| (地下躯体) |                     |     |     |                |                   |     |
| コンクリート |                     |     |     | m3             |                   |     |
| 型枠     |                     |     |     | m <sup>2</sup> |                   |     |
| 鉄筋     |                     |     | t   |                | 設計数量（実長）tを記載すること。 |     |
| その他    | 地下面積<br>開口・段差等雑もの加算 |     |     | m <sup>2</sup> |                   |     |
| 小計     |                     |     |     |                |                   |     |
| (地上躯体) |                     |     |     |                |                   |     |
| コンクリート |                     |     |     | m3             |                   |     |
| 型枠     | デッキプレート             |     |     | m <sup>2</sup> |                   |     |

## 3-1選手宿舎・管理棟

## 躯体

| 名 称                                | 摘 要 | 数 量 | 単 位   | 単 価               | 金 額 | 備 考 |
|------------------------------------|-----|-----|-------|-------------------|-----|-----|
| 鉄筋                                 |     |     | t     | 設計数量（実長）tを記載すること。 |     |     |
| 鉄骨                                 |     |     | t     |                   |     |     |
| 耐火被覆                               |     |     | $m^2$ |                   |     |     |
| 小計                                 |     |     |       |                   |     |     |
| (付帯鉄骨)                             |     |     |       |                   |     |     |
| 鉄骨階段                               |     |     | t     |                   |     |     |
| ELV鉄骨                              |     |     | t     |                   |     |     |
| ECP版廻り                             |     |     | t     |                   |     |     |
| ACW廻り                              |     |     | t     |                   |     |     |
| 庇・TP等                              |     |     | t     |                   |     |     |
| ※設計図書より該当する細目を追加、必要のない細目は省略する。     |     |     |       |                   |     |     |
| ※原則、設計図書より数量を算出し計上すること。            |     |     |       |                   |     |     |
| ※下記項目についても数量を計上すること。               |     |     |       |                   |     |     |
| 打設回数 回<br>全圧接ヶ所数 ケ所<br>PC版段床 $m^2$ |     |     |       |                   |     |     |
|                                    |     |     |       |                   |     |     |

## 3-1選手宿舎・管理棟

## 外部仕上

| 名 称     | 摘 要               | 数 量 | 単 位 | 単 価            | 金 額 | 備 考 |
|---------|-------------------|-----|-----|----------------|-----|-----|
| (屋根)    |                   |     |     |                |     |     |
| 屋上防水    | AS防押CON           |     |     |                |     |     |
| 立上      |                   |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| 笠木      |                   |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| RD      |                   |     |     | m              |     |     |
| 豎樋      |                   |     |     | か所             |     |     |
| (外壁)    |                   |     |     | m              |     |     |
| 地下外壁    |                   |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| 吹付け     |                   |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| PC版吹付け  |                   |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| ECP版吹付け | 工場塗装品<br>アスロック同等品 |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| (外部建具)  |                   |     |     |                |     |     |
| ACW     |                   |     |     |                |     |     |
| TP      |                   |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| AW      |                   |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |

## 3-1選手宿舎・管理棟

## 外部仕上

| 名 称                            | 摘 要                           | 数 量 | 単 位 | 単 価   | 金 額 | 備 考 |
|--------------------------------|-------------------------------|-----|-----|-------|-----|-----|
| AG                             |                               |     |     | $m^2$ |     |     |
| SSD                            |                               | 1   |     | 式     |     |     |
| SSD                            |                               | 1   |     | 式     |     |     |
| (外部雑)                          |                               |     |     |       |     |     |
| 軒天井仕上                          |                               |     |     | $m^2$ |     |     |
| アルミ庇                           |                               |     |     | $m^2$ |     |     |
| 庇軒先金物                          |                               |     |     | m     |     |     |
| フェンス                           |                               |     |     | $m^2$ |     |     |
| 手摺                             |                               |     |     | m     |     |     |
| 関連工事                           | 外部仕上・設備工事<br>(基礎、防水、雑金物、サイン等) | 1   |     | 式     |     |     |
| ※設計図書より該当する細目を追加、必要のない細目は省略する。 |                               |     |     |       |     |     |
| ※原則、設計図書より数量を算出し計上すること。        |                               |     |     |       |     |     |
| ※下記項目についても数量を計上すること。           |                               |     |     |       |     |     |
| 屋根面積 $m^2$ (仕上別)               |                               |     |     |       |     |     |
| 軒樋・縦樋長さ m (仕上別)                |                               |     |     |       |     |     |
| 外壁面積 $m^2$ (仕上別)               |                               |     |     |       |     |     |
| 外壁PC面積 $m^2$                   |                               |     |     |       |     |     |
| 外部建具面積 $m^2$ (種類別)             |                               |     |     |       |     |     |
| ガラス面積 $m^2$ (種類別)              |                               |     |     |       |     |     |

## 3-1選手宿舎・管理棟

## 内部仕上

| 名 称                            | 摘 要                           | 数 量 | 単 位            | 単 価            | 金 額 | 備 考 |
|--------------------------------|-------------------------------|-----|----------------|----------------|-----|-----|
| (内部仕上)                         |                               |     |                |                |     |     |
| 各室内部仕上                         |                               |     |                |                |     |     |
| (内部建具)                         |                               |     |                |                |     |     |
| SD                             |                               |     |                |                |     |     |
| (内部雑)                          |                               |     |                | か所             |     |     |
| OAフロア                          |                               |     |                |                |     |     |
| 断熱材吹付                          |                               |     |                | m <sup>2</sup> |     |     |
| 耐震天井等加算                        |                               |     |                | m <sup>2</sup> |     |     |
| 関連工事                           | 内部仕上・設備工事<br>(基礎、断熱、雑金物、サイン等) | 1   | m <sup>2</sup> | 式              |     |     |
| ※設計図書より該当する細目を追加、必要のない細目は省略する。 |                               |     |                |                |     |     |
| ※下記項目についても数量を計上すること。           |                               |     |                |                |     |     |
| 内部床仕上面積 m <sup>2</sup>         |                               |     |                |                |     |     |
| 内部壁仕上面積 m <sup>2</sup>         |                               |     |                |                |     |     |
| 内部天井仕上面積 m <sup>2</sup>        |                               |     |                |                |     |     |
| 間仕切面積 m <sup>2</sup>           |                               |     |                |                |     |     |
| 内部建具面積 m <sup>2</sup>          | (種類別)                         |     |                |                |     |     |
| ガラス面積 m <sup>2</sup>           | (種類別)                         |     |                |                |     |     |
| 手摺長さ m                         | (仕上別)                         |     |                |                |     |     |
|                                |                               |     |                |                |     |     |

## 3-1選手宿舎・管理棟

## 外構工事

| 名 称                               | 摘 要       | 数 量 | 単 位 | 単 価            | 金 額 | 備 考 |
|-----------------------------------|-----------|-----|-----|----------------|-----|-----|
| (舗装工事)                            |           |     |     |                |     |     |
| アスファルト舗装                          |           |     |     |                |     |     |
| すきとり、残土                           |           |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| (雑工事)                             |           |     |     | m <sup>3</sup> |     |     |
| 排水設備                              |           |     |     | m <sup>2</sup> |     |     |
| 関連工事                              | 外構仕上・設備工事 | 1   | 式   |                |     |     |
| ※設計図書より該当する細目を追加、必要のない細目は省略する。    |           |     |     |                |     |     |
| ※下記項目についても数量を計上すること。              |           |     |     |                |     |     |
| 外構面積 m <sup>2</sup>               |           |     |     |                |     |     |
| 舗装面積 m <sup>2</sup>               |           |     |     |                |     |     |
| 植栽面積 m <sup>2</sup>               |           |     |     |                |     |     |
| 植栽数量 m <sup>2</sup> 又は本<br>縁石数量 m |           |     |     |                |     |     |
| 側溝(蓋共) m                          |           |     |     |                |     |     |
| 柵 か所                              |           |     |     |                |     |     |
| フェンス m                            |           |     |     |                |     |     |
|                                   |           |     |     |                |     |     |
|                                   |           |     |     |                |     |     |
|                                   |           |     |     |                |     |     |
| 計                                 |           |     |     |                |     |     |
|                                   |           |     |     |                |     |     |

## 3-1選手宿舎・管理棟

## 電気設備

| 名 称                            | 摘 要                        | 数 量 | 单 位 | 单 価        | 金 頓 | 備 考 |
|--------------------------------|----------------------------|-----|-----|------------|-----|-----|
| 電気設備工事                         |                            | 1   | 式   | 各工種別で計上する。 |     |     |
| ※設計図書より該当する細目を追加、必要のない細目は省略する。 |                            |     |     |            |     |     |
| ※下記項目についても数量を計上すること。           |                            |     |     |            |     |     |
| 電灯設備                           | 各種照明器具<br>各種電灯分電盤<br>配管配線類 |     | 台面式 |            |     |     |
| 動力設備                           | 各種動力制御盤<br>配管配線類           |     | 面式  |            |     |     |
| 受変電設備                          | 各種配電盤                      |     | 面式  |            |     |     |
| 発電設備                           | 発電装置                       |     | 式   |            |     |     |
| 構内情報通信網設備                      | 配管配線類                      |     | 式   |            |     |     |
| 構内交換設備                         | 各種機器                       |     | 台式  |            |     |     |
| 情報表示設備                         | 配管配線類<br>各種機器<br>配管配線類     |     | 台式  |            |     |     |
| 映像音響設備                         | 各種機器<br>配管配線類              |     | 台式  |            |     |     |
| 拡声設備                           | 各種機器                       |     | 台式  |            |     |     |
| 誘導支援設備                         | 配管配線類<br>各種機器<br>配管配線類     |     | 台式  |            |     |     |
| テレビ共同受信設備                      | 各種機器<br>配管配線類              |     | 台式  |            |     |     |
| 監視カメラ設備                        | 各種機器                       |     | 台式  |            |     |     |
| 防犯・入退室管理設備                     | 配管配線類<br>各種機器<br>配管配線類     |     | 台式  |            |     |     |
| 自動火災報知設備                       | 各種機器<br>配管配線類              |     | 台式  |            |     |     |
| 場内運営設備（電力）                     | 配管配線類                      |     | 式   |            |     |     |
| 場内運営設備（通信）                     | 各種照明器具<br>配管配線類            |     | 式   |            |     |     |
| 構内配電線路                         | 配管配線類                      |     | 台式  |            |     |     |
| 構内通信線路                         | 配管配線類                      |     | 式   |            |     |     |

## 3-1選手宿舎・管理棟

## 給排水設備

| 名 称                            | 摘 要 | 数 量  | 单 位 | 单 価        | 金 領 | 備 考 |
|--------------------------------|-----|--|-----|------------|-----|-----|
| 給排水設備工事                        |     | 1  | 式   | 各工種別で計上する。 |     |     |
| ※設計図書より該当する細目を追加、必要のない細目は省略する。 |     |  |     |            |     |     |
| ※下記項目についても数量を計上すること。           |     |  |     |            |     |     |
| 給水配管<br>排水通気配管<br>屋外給水設備       |     | 管種・口径毎に長さを拾うこと<br>管種・口径毎に長さを拾うこと<br>管種・口径毎に長さを拾うこと |     |            |     |     |
| 屋外排水設備<br>給湯配管                 |     | 管種・口径毎に長さを拾うこと<br>管種・口径毎に長さを拾うこと                   |     |            |     |     |
|                                |     |  |     |            |     |     |
|                                |     |  |     |            |     |     |
|                                |     |  |     |            |     |     |
|                                |     |  |     |            |     |     |
|                                |     |  |     |            |     |     |
|                                |     |  |     |            |     |     |
| 計                              |     |  |     |            |     |     |
|                                |     |  |     |            |     |     |

## 3-1選手宿舎・管理棟

## 空調設備

| 名 称                            | 摘 要            | 数 量 | 单 位 | 单 価        | 金 領 | 備 考 |
|--------------------------------|----------------|-----|-----|------------|-----|-----|
| 空調設備工事                         |                | 1   | 式   | 各工種別で計上する。 |     |     |
| ※設計図書より該当する細目を追加、必要のない細目は省略する。 |                |     |     |            |     |     |
| ※下記項目についても数量を計上すること。           |                |     |     |            |     |     |
| 配管設備（冷温水）                      | 管種・口径毎に長さを拾うこと |     |     |            |     |     |
| 配管設備（ドレン管）                     | 管種・口径毎に長さを拾うこと |     |     |            |     |     |
| 配管設備（冷媒）                       | 管種・口径毎に長さを拾うこと |     |     |            |     |     |
| 配管設備（ガス）                       | 管種・口径毎に長さを拾うこと |     |     |            |     |     |
| ダクト設備（丸ダクト）                    | 材質・口径毎に長さを拾うこと |     |     |            |     |     |
| ダクト設備（角ダクト）                    | 材質・口径毎に長さを拾うこと |     |     |            |     |     |
|                                |                |     |     |            |     |     |
|                                |                |     |     |            |     |     |
|                                |                |     |     |            |     |     |
|                                |                |     |     |            |     |     |
|                                |                |     |     |            |     |     |
|                                |                |     |     |            |     |     |
| 計                              |                |     |     |            |     |     |
|                                |                |     |     |            |     |     |

## 3-1選手宿舎・管理棟

## 昇降機設備

| 名 称   | 摘 要 | 数 量 | 单 位 | 单 価 | 金 額 | 備 考 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|       |     |     |     |     |     |     |
| 昇降機設備 |     | 1   | 式   |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
| 計     |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |

## 共通仮設費

| 名 称                                  | 摘 要 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|--------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 準備費                                  |     | 1   | 式   |     |     |     |
| 仮設建物                                 |     | 1   | 式   |     |     |     |
| 工事施設                                 |     | 1   | 式   |     |     |     |
| 機械器具                                 |     | 1   | 式   |     |     |     |
| 電力用水                                 |     | 1   | 式   |     |     |     |
| 環境安全                                 |     | 1   | 式   |     |     |     |
| 整理清掃                                 |     | 1   | 式   |     |     |     |
| 運 搬                                  |     | 1   | 式   |     |     |     |
| その他                                  |     | 1   | 式   |     |     |     |
| ※ステップ区分表の「ステップ」に合わせて記載する。            |     |     |     |     |     |     |
| ※原則、設計図書より数量を算出し計上すること。              |     |     |     |     |     |     |
| ※下記項目についても数量を計上すること。                 |     |     |     |     |     |     |
| 仮囲い、工事ゲート<br>敷き鉄板、騒音振動計<br>交通誘導員、揚重機 |     |     |     |     |     |     |
| 計                                    |     |     |     |     |     |     |

## 現場管理費

| 名 称   | 摘 要 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 現場管理費 |     | 1   | 式   |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |
| 計     |     |     |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |     |     |

## 一般管理費等

| 名 称    | 摘 要 | 数 量 | 单 位 | 单 価 | 金 領 | 備 考 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 一般管理費等 |     | 1   | 式   |     |     |     |
|        |     |     |     |     |     |     |
|        |     |     |     |     |     |     |
|        |     |     |     |     |     |     |
|        |     |     |     |     |     |     |
|        |     |     |     |     |     |     |
|        |     |     |     |     |     |     |
|        |     |     |     |     |     |     |
| 計      |     |     |     |     |     |     |
|        |     |     |     |     |     |     |

## 辞 退 届

令和 年 月 日

久留米市長 原口 新五 様

令和8年〇月〇日付けにて参加資格確認結果通知を受けた、久留米競輪場再整備に係る施工予定者選定公募型プロポーザルの参加について、下記の理由により、これを辞退したく届け出ます。

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

### ＜辞退理由＞

（「都合により」等のあいまいな表現は避け、具体的に記入してください。）

---

---

---

(別紙1)

## 久留米競輪場再整備に関する基本協定書（案）

久留米競輪場再整備（以下「本工事」という。）に関して、久留米市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「施工予定者」という。）とは、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、本工事に係る発注者が実施した久留米競輪場再整備に係る施工予定者選定公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）において、施工予定者を技術提案書等にて選定したことをふまえて、発注者と施工予定者による工事の請負契約（以下「工事請負契約」という。）の締結に向けて、施工予定者が果たすべき役割その他の必要な事項を定めることを目的とする。

### （施工予定者の役割）

第2条 施工予定者は、本協定に係る一切を、信義に従い誠実に行うものとする。

2 施工予定者は、本協定締結の日から工事請負契約締結の日又は工事請負契約の価格等の交渉不成立が確定する日までの間、本協定を履行するものとする。

### （技術協力等）

第3条 施工予定者は、発注者が別途反対の意思表示を行う場合を除き、本工事の実施設計期間において、工事請負契約の締結に向けて、施工予定者による提案金額（以下「提案金額」という。）を踏まえ、本工事における未確定の仕様について提案、協議し、発注者が別途発注した設計業務の受注者（以下「設計者」という。）が行う設計に対する技術協力業務を実施するため、久留米競輪場再整備に係る技術協力業務（以下「技術協力業務」という。）の委託契約を発注者と締結する。

2 施工予定者は、発注者及び設計者との間で、本工事に関してパートナーシップ協定を締結する。  
3 施工予定者は、発注者が行う調整に対して真摯に対応し、協力する。

### （提案金額）

第4条 前条第1項における提案金額は、金〇〇,〇〇〇円とする（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 発注者からの変更指示、予見不可能な事由及び社会経済情勢の変化による提案金額の変更については、別途協議するものとする。  
3 前条第1項の協議におけるリスク負担・分担は、本プロポーザル実施要項「XII.6. リスク負担・分担」に準ずる。  
4 技術協力業務委託契約および本協定締結後、本プロポーザルにおいて想定された設計グレードと

施工予定者の明細書等との間に相違がある場合は、提案金額を超えない前提のもと、発注者及び設計者並びに施工予定者にて協議し、対応方針を決定する。

(有効期間)

第5条 本協定は、本協定締結の日から工事請負契約締結日の前日又は工事請負契約価格等の交渉不成立が確定する日まで有効とする。ただし、第8条から第14条までの規定は、本協定の有効期間終了後も有効とする。

(工事請負契約手続等)

第6条 発注者は、実施設計業務完了後に設計者から引渡しを受けた設計成果物を基に、施工予定者に対し工事費の内訳が確認できる工事費内訳書を付した見積書及び見積要項書（以下「見積書等」という。）の提出方法等を通知する。

- 2 施工予定者は、見積書等を作成し、発注者の指定する方法により発注者に提出する。
- 3 発注者及び施工予定者は、見積書等の内容を基に価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行う。
- 4 発注者は、設計者より提示された設計書等に基づき工事費上限金額を定める。
- 5 発注者は、第3項の結果、最終的な見積書等の工事金額が工事費上限金額を下回った場合、施工予定者を契約の相手方として工事期間等の契約条件を確認の上、見積書等の工事金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって工事請負仮契約を締結する。

(工事請負契約締結に至らない場合)

第7条 発注者は、発注者および施工予定者いずれの責めに帰すべからざる事由により価格等の交渉が不成立となった場合は、不成立となった旨とその理由を書面により施工予定者に通知する。

- 2 価格等の交渉が不成立となった場合は、技術協力業務の委託契約に基づく委託費を除き、本協定の履行に関し既に支出した費用については発注者、施工予定者それぞれの負担とし、第8条から第14条までの規定に基づくものを除き相互に債権債務関係が生じないことを確認する。
- 3 発注者は、施工予定者と工事請負契約を締結できない場合は、施工予定者を除く本プロポーザルに参加者のうち評価結果の順位が上位であった者（以下「次点者」という。）から順に、技術協力業務の委託契約締結の交渉を行う。
- 4 施工予定者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、第三者に漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等)

第8条 施工予定者は、発注者の書面による事前の承諾による場合を除き、本協定上の地位及び本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し、又は承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。

(特許工法その他の特許権等の取り扱い等)

第9条 第7条により工事請負契約が締結されなかった場合は、発注者は、技術協力業務の委託契約に基づき施工予定者が発注者に引き渡した成果物及び技術協力業務により実施設計に採用された施工予定者の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ等を指し、特許権、実用新案権、意匠権については施工予定者に係る発明、考案、意匠で権利登録される前のもの、商標権については出願中のものを含む）を使用することができる。ただし、係る成果物や知的財産権の使用料の支払いに関しては、発注者は、施工予定者と別途協議を行う。

(損害賠償等)

第10条 第7条により工事請負契約が締結されなかった場合における発注者と施工予定者間の損害賠償義務の有無及び範囲については、信義誠実の原則に則り、その帰責原因の有無と程度については、次の各号のとおりとする。

- (1) 施工予定者は、帰責原因が施工予定者にある場合は、発注者に発生した損害を賠償する。
  - (2) 発注者は、設計義務違反等により発注者に帰責原因がある場合は、施工予定者に発生した損害を賠償する。
  - (3) 発注者、施工予定者の双方に帰責原因がある場合は、各自の帰責原因の程度、割合によってそれぞれの損害賠償の有無と範囲を別に定める。
- 2 施工予定者が工事請負契約の締結に先立って行った資材発注等によって生じた損害等について、発注者は施工予定者に対して一切の責任を負わない。

(秘密保持等)

第11条 施工予定者は、本協定に関し発注者から秘密情報として受領した情報を秘密として保持するとともに、秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は発注者の事前の承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。本協定履行完了後も、また、同様とする。

(協定内容の変更)

第12条 本協定に規定する各事項は、発注者および施工予定者の書面による同意がなければ変更することはできない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第13条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本協定に関して発注者と施工予定者との間に生じた紛争について、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

(その他)

第14条 本協定に定めのない事項については、必要に応じて発注者、施工予定者が協議し、決定す

る。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者および施工予定者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者

福岡県久留米市城南町15番地3号

久留米市長　原口　新五

施工予定者

○○○○

(別紙2)

## 久留米競輪場再整備に関するパートナーシップ協定書（案）

久留米競輪場再整備に係る工事（以下「本工事」という。）に関して、久留米市（以下「発注者」という。）と株式会社松田平田設計（以下「設計者」という。）と○○○○（以下「施工予定者」という。）とは、以下のとおりパートナーシップ協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （本協定の目的）

第1条 久留米競輪場再整備に係る施工予定者選定公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）において、施工予定者を選定したことを確認し、令和13年5月31日に工事を完了させるため、発注者、設計者及び施工予定者が協力して、発注者と設計者が別途契約する「久留米競輪場再整備に係る基本設計・実施設計業務委託」及び、発注者と施工予定者が別途契約する「久留米競輪場再整備に係る技術協力業務委託」における実施設計及び技術協力業務を円滑に完成させることを目的とする。

### （関係者間の調整、協力）

第2条 久留米競輪場再整備に係る実施設計に關し発注者、設計者及び施工予定者間の調整は、発注者が行う。ただし、発注者が必要と認める場合は、発注者を支援する業務を行うコンストラクションマネージャー（以下「CMr」という。）が、調整を行う。

- 2 発注者及びCMrが行う調整に対し、設計者及び施工予定者は、真摯に対応し、協力する。
- 3 発注者、設計者及び施工予定者は、採用すべき技術提案及びバリューエンジニアリング（「品質を下げないでコストを低減させる」又は「コストを上げないで品質を向上させる」方法）による提案（以下「VE提案」という。）の技術的・経済的課題を検討するため、3者協議会を設置する。なお、3者協議会とは、発注者及び設計者並びに施工予定者の3者により組織されるもので、実施設計時に施工予定者から提案される高度な技術提案及びVE提案並びに施工実施方針の採否を検討する組織をいう。
- 4 第1項に規定する調整は、発注者が主催する3者協議会において、発注者が行う。ただし、発注者が必要と認める場合は、CMrが、設計者及び施工予定者からの意見を踏まえた上で調整を行う。

### （3者協議会の役割、責任）

第3条 3者協議会の役割、責任は役割分担表（別紙3）による。

- 2 完成した実施設計の設計責任は、設計者が負うものとする。ただし、施工予定者から提案され発注者により採用された技術提案及びVE提案を実施設計に反映させる等のため、施工予定者が計画通知上のその他の設計者となった場合は、施工予定者も実施設計への関与度合いに応じた設計責任を負うものとする。

(実施設計における技術協力等)

第4条 施工予定者は、本プロポーザル時において施工予定者から提案され発注者により採用された技術提案及びVE提案に限らず、更なる技術的提案及び経済的提案の創出に努めるものとする。

2 設計者は、本プロポーザル時において施工予定者から提案され発注者により採用された技術提案及びVE提案だけでなく、実施設計段階における施工予定者からの更なる技術的提案及び経済的提案の技術検証、コスト検証を行うとともに、更なる技術的提案及び経済的提案の創出に努めるものとする。

(提案金額)

第5条 施工予定者による提案金額（以下「提案金額」という。）は、下記の通りとする。

金〇〇,〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

(有効期間)

第6条 本協定は、本協定締結の日から工事請負契約締結日の前日又は工事請負契約の価格等の交渉の不成立が確定する日まで有効とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項については、必要に応じて発注者、設計者及び施工予定者が協議し決定する。

本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、発注者、設計者及び施工予定者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

福岡県久留米市城南町15番地3号

久留米市長 原口 新五

設計者

東京都港区元赤坂一丁目5番17号

株式会社 松田平田設計

代表取締役 江本 正和

施工予定者

〇〇〇〇

## 役割分担表

| 業務内容    |                                |            | 発注者   | CMr   | 設計者    | 施工予定者   | 特記事項 |
|---------|--------------------------------|------------|-------|-------|--------|---|------|
| 3者協議会   | 1 会議                           | 出席         | 出席    | 主催    | 出席     |   |      |
|         | 2 会議議事録作成                      | 確認・協力      | 確認・協力 | 作成    | 確認・協力  |   |      |
|         | 3 設計課題確認シート                    | 承認         | 確認    | 作成    | 確認・協力  |   |      |
|         | 4 技術提案及びVE提案<br>(施工予定者より)      | 承認         | 確認    | 検証    | 提案     |   |      |
|         | 5 技術提案及びVE提案<br>(設計者より)        | 承認         | 確認    | 提案    | 検証※    | ※発注者及び設計者からの技術提案及びVE提案等に対する工事費見積内訳書作成を含む。   |      |
|         | 6 実施設計図書                       | 承認         | 確認    | 作成    | 協力※    | ※施工予定者による技術提案及びVE提案等を反映する場合に作成協力をを行う。<br>※実施設計全般に対する技術検証を含む。  |      |
|         | 7 工事費内訳書                       | 承認         | 確認    | 作成    | 協力※    | ※施工予定者による技術提案及びVE提案等を反映する場合に作成協力をを行う。   |      |
|         | 8 工事区分表                        | 承認         | 確認    | 作成※   | 確認     | ※建築・設備・外構・別途工事等の区分を作成する。  |      |
|         | 9 施工実施方針及び施工計画                 | 承認         | 確認    | 検証    | 検討・提案  |   |      |
|         | 10 計画通知                        | 確認         | 確認    | 作成    | 協力     |   |      |
| 工程      | 11 全体事業スケジュール                  | 情報提供※      | 作成※   | 確認    | 確認     | ※久留米市庁内の会議や意思決定等のスケジュールを作成する。   |      |
|         | 12 実施設計スケジュール                  | 承認         | 確認    | 作成    | 確認     |   |      |
|         | 13 許認可申請スケジュール                 | 承認         | 確認    | 作成    | 確認※    | ※施工予定者の助言がある場合は発注者・設計者に助言する。  |      |
|         | 14 工事工程、工程表                    | 承認         | 確認    | 検証    | 作成※    | ※発注時期等を含む主要な工程を記載する。  |      |
| コスト管理関連 | 15 工事費見積内訳書によるコスト推移管理          | 承認<br>(指示) | 確認    | 検証    | 作成・更新※ | ※本プロポーザル時に提出した、概算工事費見積内訳書及び採用されたVE提案書に基づき、工事費見積内訳書を作成し、更新を行う。(更新頻度: 2ヶ月に1回程度)<br>※設計者が作成する内訳明細書と照合できるように作成する。 |      |
|         | 16 VE提案の工事費見積内訳書によるコスト管理       | 承認         | 確認    | 検証・協力 | 作成・更新※ | ※施工予定者がVE提案毎に概算工事費を算出し、更新する。<br>※設計者が作成する内訳明細書と照合できるように作成する。  |      |
|         | 17 精算見積書(明細内訳書含む)              | 受領         | 確認    | 検証    | 作成※    | ※実施設計完了後、精算見積書を見積もり合わせ時に提示する。   |      |
| 他       | 18 発注者にて行う必要な会議<br>(庁内での合意形成等) | 主催         | 協力※   | 協力※   | 協力※    | ※必要な資料作成を行う。  |      |

太文字 : 業務の主体

※言葉の定義: 「主催」→業務内容に伴う関係者間の調整を行う。

「承認」→資料を受け取り最終決定するもの。

「検証」→資料の内容を調査し、是正があれば他者に伝える。

「協力」→成果物の作成主体ではないが、資料作成に伴う根拠資料等を作成者へ提供する。

「確認」→資料を閲覧し、発注者要求から逸脱していないかを確認し、結果を他者に伝える。

(別紙4)

## 久留米競輪場再整備に係る技術協力業務委託 特記仕様書

本業務の受託者となった者（以下、「施工予定者」という。）は、発注者及び設計者並びに施工予定者の3者により組織される3者協議会（以下「3者協議会」という。）に出席し、本プロポーザル時において施工予定者から提案され発注者により採用された技術提案及びVE提案（以下「技術提案等」という。）だけでなく、実施設計段階における更なる技術的提案及び経済的提案を実施設計に反映させるため、以下の業務を実施する。

### 1. 業務名称

久留米競輪場再整備に係る技術協力業務

### 2. 業務委託料

金10,000,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

### 3. 履行期間

技術協力業務委託契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

### 4. 業務内容

#### （1）実施設計全般に対する技術検証

施工予定者は、設計者が行う実施設計に技術提案等が適切に反映されていることを確認する。また、技術提案等以外の部分を含めて施工性の観点から実施設計の内容の確認を行う。実施設計の内容について疑義がある場合は、発注者に報告し指示を受けるものとする。その他下記の検証及び協力を行う。

- ① 技術提案等についての検証（必要と判断された項目）
- ② 設計意図を変えないVE提案の作成（資料作成、概算算出を含む）
- ③ 実施設計期間中の変更、追加要望に関するコスト検証

#### （2）施工実施方針及び施工計画の作成

- ① 総合施工計画の検討、提案
- ② 工事ステップ及び、仮設計画の検討、提案
- ③ 工事工程の検討、提案及び工程表の作成

施工予定者は、設計者が行う実施設計の内容に応じた施工方法、資材・部材の搬入計画、施工順序、工事工程表等、工事の実施にあたって必要な計画を記載した施工における実施方針及び施工計画を作成するものとする。

(3) 技術提案及びVE提案

- ① 施工計画に係る提案
- ② 主要構造等建物の計画に係る提案
- ③ その他提案

(4) コスト管理支援

- ① 工事費見積内訳書の作成、更新
- ② 発注者及び設計者からの提案及びVE提案等があった場合の工事費見積内訳書の作成
- ③ 工事費管理支援
  - ・施工予定者は、本プロポーザル時に提出した、VE提案採用後概算工事費見積内訳書及び採用されたVE提案書に基づき、工事費見積内訳書を作成し、設計者が行う実施設計の内容に応じた工事費見積内訳書の更新を行う。
  - ・施工予定者は、工事費見積内訳書の深化、更新方法については、実施設計の進捗に応じて発注者及び設計者と協議を行うとともに、発注者の指示に基づき、必要となる工事費見積内訳書の根拠となる資料を提出するものとする。
  - ・施工予定者は、発注者及び設計者からの提案に対する工事費見積内訳書の作成を行う。当該提案に対する工事費見積内訳書の作成レベルは、発注者との協議による。
  - ・工事費見積内訳書については、2か月ごとの更新を想定しているが、発注者との協議により、適切に工事費を管理できる期間を設定し、その更新を行うものとする。

(5) 関係機関との協議資料作成支援

施工予定者は、発注者及び設計者が行う関係機関との協議の資料について、施工の視点からの助言・支援を行う。

(6) 3者協議会への出席

受託者は、発注者及び設計者と実施設計に関する3者協議を行う。協議回数は2回／月程度とし、発注者が指示する技術者が出席するものとする。

(7) その他必要となる調査業務等

(8) 業務報告書の作成

施工予定者は、業務の成果として報告書を作成する。

## 5. 業務の配置技術者等

配置技術者として技術協力業務責任者（本業務に関し、主として指揮、監督を行う者）および建築（総合）・建築（構造）・電気設備・機械設備（給排水衛生、空調管理）・建築コスト管理の各担当者を配置すること。技術協力業務責任者は、3者協議会に出席するとともに、施工予定者における組織の取りまとめ及び業務の管理を行うこと。また工事を含む全業務完了までの期間、プロジェクト責任者を配置すること。

## 6. 業務の成果物

業務が完了したときは、次の成果物を提出すること。

- (1) 業務報告書
- (2) 各種技術検証資料
- (3) 総合施工計画、工事工程表
- (4) 総合仮設計画、工事ステップの仮設計画
- (5) 技術提案書及びV E 提案書に関する成果物
- (6) 工事費見積内訳書及び工事費推移管理表（任意書式）
- (7) その他発注者の指示するもの

※上記成果物は、原則、紙媒体で提出とするが、部数については協議とする。また、電子データとしても提出すること。

なお、データ形式及び提出形状等は発注者と協議すること。ただし、図面データ形式はP D F 形式、D W G 形式、D X F 形式の3形式で提出とする。

## 7. 支払条件

検査完了後一括払いとする。

(別紙5)

## 久留米競輪場再整備に係る施工予定者選定公募型プロポーザル 見積要項書

- 1 本見積要項書は、技術協力業務期間及び施工期間を通じて適用するものとする。
- 2 発注図等
  - (1) 発注図等は、発注図図書リストのとおりとする。
  - (2) 発注図等は、その図面等にて相互に補完するものとする。ただし、発注図等の間に相違がある場合の優先順位は、次の順番のとおりとする。
    - ①追加指示書
    - ②質問書の回答
    - ③本プロポーザル実施要項関連資料
    - ④見積要項書（本書）
    - ⑤発注図等
    - ⑥標準仕様書等
  - (3) 本書に記載のない事項については、以下に示す標準仕様書等による。標準仕様書等は最新のものを使用すること。（標準仕様書については、各プロポーザル参加者にて準備すること。）

### 【共通】

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 官庁施設の環境保全性基準
- 環境配慮型官庁施設計画指針
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 官庁施設の防犯に関する基準
- 公共建築設計業務委託共通仕様書
- 建築副産物の手引き
- 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン
- 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- その他関係法令等

### 【建築】

- 建築設計基準
- 建築設計基準の資料
- 建築構造設計基準
- 建築構造設計基準の資料

- 構内舗装・排水設計基準
- 構内舗装・排水設計基準の資料
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- 木造計画・設計基準（木造での建築の場合に限る）
- 木造計画・設計基準の資料（木造での建築の場合に限る）
- 建築物解体工事共通仕様書
- 建築工事標準詳細図
- 建築工事設計図書作成基準
- 久留米市設計図書作成基準（建築工事編）

#### 【設備（電気、機械等）】

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- 給水装置工事設計施工指針
- 下水道排水設備指針と解説
- ガス機器の設置基準及び実務指針
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 建築設備耐震設計・施工指針
- 建築設備設計計算書作成の手引き
- 高圧受電設備指針
- 内線規程
- 公共施設用照明器具（（社）日本照明器具工業会）
- 久留米市設計図書作成基準（設備工事編）

#### 【積算共通】

- 公共建築工事積算基準
- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事共通費積算基準

- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
- 営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）
- 営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編）
- 営繕工事積算チェックマニュアル（機械設備工事編）

### 3 工事スケジュール

工事請負契約締結日の翌日から令和13年5月31日（予定）まで

### 4 工事費支払条件

工事費の支払いは、久留米市工事標準約款に基づき行うものとする。

### 5 官公署、その他への手続

- (1) 計画通知の作成及び手続は、設計者で行う。その他、中間検査、完了検査及び仮使用申請、施工に必要な諸手続、仮設用電力及び給排水の引込み手続、道路その他第三者管理の土地使用の手続等は、一切受注者で行い、その費用を負担する。
- (2) 着工後、引渡までの電力、ガス、上下水道については、基本料金、使用料金ともに負担について発注者及び受注者での協議とする。また、給水負担金及び電力（予備線及び予備電源線）の供給に伴う工事費負担金は発注者の負担とする。
- (3) 受注者は、工事着手に当たって近隣に対して挨拶、及び工事説明会を行うこと。また工事に伴う近隣対策、苦情処理などについては、一切、受注者において処理、解決し、その費用を負担する。なお、テレビ電波障害について、事前調査を行うこと。工事に起因すると思われるテレビ電波障害は、対策等を含め受注者負担とする。

### 6 共通仮設工事の見積条件

発注図の共通特記仕様書による。

### 7 支給材料及び貸与品

なし

### 8 式典協力

式典については原則行わないものとするが、行う場合は協力すること。

## 9 別途工事との調整

- (1) 本見積要項書に示す内容の他、発注図の共通特記仕様書による。
- (2) 受注者は、別途工事で本工事と密接に関連する事項や工程管理、安全管理の調整に協力すること。
- (3) 受注者は、上記に伴い、必要に応じて共用で使用可能な仮設物などの便宜を供与する等その施工へ協力すること。なお、これらに要する費用（現場共益費）の負担については、仮設物は受注者の負担とし、仮設物以外は、発注者、受注者と当該工事の受注者とが協議することとするが、それ以外の賦金の請求は一切禁止とする。
- (4) 別途工事は無線通信Wifiシステム、アクセスポイント等設置工事を想定している。工事区分詳細は発注図に記載の通りとする。

## 10 技術協力業務期間以降の設計変更の取扱い

- (1) 本見積要項書に示す内容の他、発注図の共通特記仕様書による。
- (2) 施工予定者は、技術協力業務期間以降の設計変更業務に協力すること。
- (3) 施工予定者の提案により採用されたVE提案に基づく実施設計図面、計算等の修正は、施工予定者の業務とする。
- (4) 原則として実施設計図書に基づく変更範囲のみを増減し、総数量の精算は行わないものとする。
- (5) 技術協力業務期間における発注者からの変更指示、予見不可能な事由及び社会経済情勢の変化による工事費の変更については、別途協議するものとする。

## 11 受注者の業務

- (1) 本見積要項書に示す内容の他、発注図の共通特記仕様書による。
- (2) 総合図の作成

受注者は、躯体図作成前に意匠、構造、電気、衛生、空調、昇降機、外構等の工事を含めた総合図を作成し、総合調整したうえで発注者、監理者の承認を得ること。

- (3) 工事中及び完成建物引渡し時の注意事項

- ①完成図及び完成書類は、受注者の管理の元で作成し、発注者、監理者の検査を受けること。  
完成図は工事完成時に提出すること。
- ②建物引渡し前には発注者、施設管理者、施設使用者に対して、建物及び諸設備の取扱説明書を提出の上取扱説明を行い、施設使用に支障のないように引渡しを行うこと。
- ③本工事期間中、案内用図面の作成、写真撮影等について発注者に協力すること。
- ④引渡し前に発生する引越しに関する打合せや現地確認に協力すること。

- (4) メンテナンス、アフターフォロー対応

- ①引渡日の翌日から6か月間は、建物及び諸設備に関する技術員との連絡が可能な状態とし、発注者及び施設管理者が円滑に建物管理を行えるように協力すること。

②空気調和設備については、夏期及び冬期の使用開始前に建物管理者と協議し、再調整を行うこと。

## 1.2 施工条件及び留意点

### (1) 施工条件について

施工条件は発注図書による。ただし、本場開催スケジュール等による作業の休止期間については、発注者と協議の上、詳細な施工条件を確定すること。

また、工程上やむを得ず、早出、残業、休日、夜間作業を行う場合は、事前に書面にて監理者等に通知し、承認を得ること。ただし、臨機の措置を実施するために、本工事の遂行が必要な場合はこの限りではない。この場合、受注者は速やかに監理者等に通知すること。また、近隣対応等の状況によっては、作業日等は変更になる場合がある。

### (2) 施工計画について

①受注者は、関連業者、別途工事業者と連携しながら、工事間の取り合いを確認、調整し、工事その他に影響がないように会議、打合せを主催すること。また、会議、打合せがあった時は、受注者にて議事録を作成し、監理者等に提出すること。

②仮囲い、工事車両出入口等は工事ステップに応じて設置すること。工事車両出入口には交通誘導員等を配置して、一般来場者、レースに参加する選手、地元選手、競輪場運営事業者、敷地周辺の通行者等の安全を図るとともに、交通障害が起こらないように配慮の上、受注者にて対応すること。

③技術協力業務期間中は、全工事ステップについて十分な安全性を考慮し関係者と協議の上、仮設計画を策定、実施すること。

④技術協力業務期間中には設計者とともに工事期間中に使用する既存建物の調査及びバンクへの影響等の調査を行い、競輪場運営（本場での市営競輪開催を含む）を安全に行える工事ステップ作成に協力すること。

### (3) 近隣対応について

①本工事において近隣住民、近隣店舗に迷惑、悪影響を及ぼすことがないよう、騒音、振動、粉塵飛散防止、臭気対策、災害防止、交通対策、清掃、セキュリティーには十分配慮すること。なお、建設用機械については、低騒音、低振動の物を使用すること。また、現場入退出管理、侵入防止は機械警備など万全の設備を施すこと。

②工事の騒音、振動については、公害防止条例その他諸官庁の規則を守り、騒音、振動が出る恐れのある工事、夜間に行う工事、通行人、近隣住民及びその他関係者に対して影響があると考えられる工事については、事前にスケジュール等を調整の上、受注者が近隣住民及び関係者に作業1週間前までに周知し、トラブルがないように施工すること。なお、振動騒音については常時モニタリング可能な状態とし、万全の設備を施すこと。

③本工事に伴う近隣住民及び第三者への対策、対応については、受注者の責任において処理、解決し、その費用を負担すること。

### 1.3 建設副産物の発生抑制と再生材の利用

- (1) 本工事に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「リサイクル法」という。）及び建設副産物適正処理推進要綱、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、建設副産物の発生の抑制に努め、積極的に再資源化の促進及び再生資材の利用を図ること。
- (2) 受注者は、リサイクル法に基づく国土交通省令による一定規模以上に該当する場合は、再生資源利用計画書、実施書、及び再生資源利用促進計画書、実施書を作成して発注者、監理者に提出すること。

### 1.4 建設副産物の適正処理

- (1) 本工事で発生した建設廃棄物は、廃棄物処理法及び建設副産物適正処理推進要綱に基づき、受注者の責任において適正に処理すること。
- (2) 受注者が建設廃棄物の処理委託（収集、運搬、処分等）を行う場合は、収集運搬、処分業者との間で書面による委託契約を締結すること。その際は、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）管理票（マニフェスト）を使用し、適正に処理すること。（各種許可書、処理証明書、処理台帳、回収証明書等）
- (3) 受注者は、建設廃棄物の処理について、計画書及び実施書を事前に作成して、発注者、監理者に提出すること。
- (4) マニフェストによる処理結果は、一覧表を作成して発注者、監理者に提出すること。
- (5) 産業廃棄物の処理方法については、各地方自治体の条例を遵守すること。

### 1.5 予備品

発注図の通りとする。ただし、発注図に項目のないものについては適宜見込むこと。

### 1.6 提出書類

下記に記載のないものについては、発注図の通りとする。

- (1) 工事期間中の報告書類
  - ①工事報告書（月1回：出来高含む）
  - ②定点写真（月1回撮影）
  - ③工事記録写真（週1回）
  - ④近隣等関係者への報告書（適宜）
  - ⑤その他、発注者が必要とするもの
- (2) 工事完成時の提出書類  
発注図による。

## 1.7 その他

- (1) 上記に記載のないものについては、発注図の通りとする。
- (2) その他、1.2～1.4にある内容以外の工事に係る仕様については、久留米市工事発注仕様書（別紙6）を参考資料とし、適宜必要なものは見込むこと。

|               |   |
|---------------|---|
| 工事監理者         | 一級建築士事務所  |
| 共通仕様          | 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて以下による。<br>【新営工事】公共建築工事標準仕様書（令和7年版）<br>【改修工事】公共建築改修工事標準仕様書（令和7年版）<br>【解体工事】建築物解体工事共通仕様書（令和7年版）  |
| 一般事項          | <p>1 別紙図面により施工し、不明な点は市監督員の指示による。</p> <p>2 工事作業においては、市と関連業者と十分協議の上行うこと。</p> <p>3 工程計画は市と関連業者と十分協議の上作成すること。</p> <p>4 施工中、周囲の施設等に損傷を与えた場合、受注者の責任及び費用負担にて速やかに原形に復旧すること。</p> <p>5 工事現場内は整理整頓をし、安全管理を徹底すること。また、塗料等の溶剤は現場内に保管しないこと。</p> <p>6 振動、騒音・粉塵・臭気・大気汚染・水質汚濁等、周辺環境への影響を考慮し、十分な環境対策を行うこと。</p> <p>7 受注者は、本工事に起因する土砂等の散乱により道路を汚した場合は、すみやかに路面の清掃を行うこと。ただし、通行障害や低温時の散水による路面凍結事故等が発生しないよう、天候等を慎重に判断した上で、公衆の安全性が確保された方法による対策を講じること。</p> <p>8 受注者は下請工事がある場合、工事着手までに金額に応じて施工体制に関する次の書類を監督員に提出するものとする。また、提出書類の内容に変更が生じた場合はその都度変更するものとし、遅滞なく監督員へ提出するものとする。尚、施工体制台帳及び施工体系図の写しの提出に際して、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。また、受注者は施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。なお、施工体制台帳には当該下請契約書または注文書等の写しを添付するものとする。</p> <p>(1) 契約金額250万円未満の工事<br/>　　・施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>(2) 契約金額250万円以上の工事<br/>　　・工事外注計画書、施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>(3) 契約金額250万円以上の工事で下請工事がない場合<br/>　　・工事外注計画書（下請け工事なしで提出）</p> <p>9 受注者は、下請負人決定後10日以内に、下請契約報告書を監督員に提出するものとする。</p> <p>10 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、「建設業退職金共済制度共済証紙購入状況報告書」を工事請負契約締結後1ヶ月以内に、また契約変更によって追加購入した掛金収納書の写しを工事完成時に総務部契約課に提出すること。</p> <p>11 下請負人を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。</p> <p>12 工事材料に係る納入業者を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。</p> <p>13 施工内容で資格が必要な作業については、有資格者により施工を行うことを厳守することとし、事前に資格証明書の写しを提出すること。</p> |
| 地域社会への貢献について  | 受注者は、工事施工において自ら立案実施した地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに提出することができる。   |
| ICT技術等の活用について | 受注者は、工事施工において自ら立案実施したICT技術等の活用（小黒板情報の電子化、情報共有システム、遠隔臨場等）として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに提出することができる（実施方法その他については監督員との協議による）。  |

- 特記事項**
- 1 工事用電力・用水は、受注者負担とする。
  - 2 騒音が発生する場合は、事前に連絡し、十分注意して作業する事。
  - 3 官公署、その他への諸手続き及び費用は全て受注者負担とする。
  - 4 以下の工事保険に加入すること。契約期間は工期末+2週間までとする。  
【工事保険の種類】  
建設工事保険、請負業者賠償責任保険（第三者も含む）、火災保険等
  - 5 法定外の労災保険の付保  
受注者は工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険に付さなければならない。なお、受注者は保険の証券等（契約内容が分かるもの）の写しを監督職員に提出すること。
  - 6 工事請負金額が500万円以上の場合、契約後10日以内（土日祝日を除く）に工事実績情報の登録（C O R I N S）を行うこと。なお、登録については受注時、変更時、完成時に使うものとする。  
なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できるものとする。
  - 7 建設リサイクル法に従い、発生材の分別、適正処理を行なうこと。
  - 8 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。
  - 9 建設発生土の処分が発生する工事は、工事間流用するもの以外、全て改良土プラントに指定処分すること。  
ただし、指定先を変更する場合は、福岡県の承認施設より選定すること。  
なお、選定にあたっては、久留米市内にプラント施設がある施設の中から選定するよう努めなければならない。  
選定後に「建設発生土処分地計画書」、工事完成後に「建設発生土処分地確認書」を監督員へ速やかに提出すること。ただし、特別な場合については監督員との協議により、この限りではない。
  - 10 設計時の調査結果：石綿含有建材あり（図面参照）  
石綿含有建材に関して大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則等、その他諸法令を遵守すること。
  - 11 建築物を解体、改造又は補修する作業を伴う建設工事については「石綿事前調査報告書」を作成し、監督員へ提出すること。また、石綿含有建材の調査結果を行政庁に報告する必要がある工事については、報告したことが判る書類を添付すること。

**注意事項** 本工事は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上および迅速化を目的として、設計変更および工事中止等の協議を行うため、受注者は「設計変更協議会」の開催を求めることができる。但し、上記「協議会」開催の申し出については、工期末の30日前（工期が60日以下の工事については20日前）までに行なうものとする。

- 着工届**
- 1 着工届は、契約後7日以内に提出すること。ただし、7日以内に着工する場合は、その前日までに提出すること。
  - 2 工程表は、着工届と合わせて提出すること。
  - 3 工程表には、余裕期間を表示すること。

|                        |   |
|------------------------|---|
| 専任を要する<br>主任技術者の<br>兼務 | 請負代金が4,500万円（建築一式工事である場合は、9,000万円）以上の工事のうち、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合は、主任技術者は2箇所まで建設工事を管理することができる。ただし、兼務する工事の一方が、予定価格1千万円未満の土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事であること。また、兼務する工事はいずれも同業種の場合に限る。   |
| 現場代理人の<br>兼務           | <p>以下の条件を全て満たす場合に現場代理人の兼務を認める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 兼務する工事の両方又はいずれか一方が、予定価格1千万円未満の土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事であること。また、兼務する工事はいずれも同業種の場合に限る。</li> <li>2 兼務工事件数は2件までとし、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。</li> <li>3 兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めるものであること。</li> <li>4 監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。</li> </ol>   |
| 監理技術者の<br>兼務           | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（9）の要件を全て満たさなければならない。<br/>ただし、当初予定価格が3億円以上の工事、または、低入札調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合は、特例監理技術者の配置は認めない。<br/> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。</li> <li>(2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補（令和3年4月1日施行）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。</li> <li>(3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。</li> <li>(4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。</li> <li>(5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、久留米市内又は久留米市の隣接自治体内の工事でなければならない。</li> <li>(6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。</li> <li>(7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。</li> <li>(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。</li> <li>(9) 本市以外の機関が発注する工事との兼務は、いずれの発注者も認めるものであること。</li> </ol> </li> <li>2 監理技術者補佐を設置し、特例監理技術者を設置する工事に該当することが受注時に予め判断される工事は「特例監理技術者兼務申請書」を契約締結までに発注者に提出し、承認を得ること。</li> <li>3 届出した技術者は真にやむを得ない場合を除き変更できない。（監理技術者の兼務を止め、監理技術者補佐を解除する場合を除く）</li> <li>4 工事の途中で専任の監理技術者が監理技術者補佐を設置し、他の工事現場を兼務する場合、または監理技術者補佐の変更・解除がある場合は、予め監督職員等と協議を行い、技術者の配置、変更等を行う前に「特例監理技術者兼務申請書」もしくは、「監理技術者補佐変更・解除届」を提出し承認を得ること。なお、「監理技術者補佐変更・解除届」は発注者が受理したことをもって承認したものとみなす。</li> </ol> |

## 暴力団排除に関する事項

受注者は当該工事の施工にあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。
- 暴力団等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- 排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

## 暴力団排除に関する下請契約

受注者は、当該工事の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
- 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督員へ提出すること。

## 暴力団等排除連携会議に関する事項

予定価格1. 5億円以上の工事及びその附帯工事並びに市長が必要と認めた工事（工場製作が主たる工程となる工事を除く）の受注者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 受注者は、暴力団等排除連携会議（以下「連携会議」という。）に加入しなければならない。
- 受注者は、当該工事の下請人を連携会議に加入させなければならない。
- 受注者及び下請人は、連携会議に関して、下記の区分に基づき、会議、研修等への出席、警察による工事現場への指導など、暴力団等排除に関する取り組みについて、協力しなければならない。

| 予定価格による設置基準             | 会議形態 |
|-------------------------|------|
| 5億円以上の工事及び当該工事に係る附帯工事   | 総会   |
| 1.5億円以上の工事及び当該工事に係る附帯工事 | 研修会  |

総会：元請及び下請事業所の代表者と、警察署暴力団対策担当課長・施工部局の長が一同に会する会議

研修会：元請及び下請事業所の現場責任者が一同に会する工程会議等に、警察と市が出席して研修を行う会議

## 週休2日試行工事について

- 本工事は週休2日試行工事の対象とする。（減額方式）
- 本制度は受注者の希望により行われ、履行の意思がある場合は監督員に書面で通知し協議を行わなければならない。
- 実施に関しては久留米市週休2日試行工事（建築・設備）実施要領に基づき行うものとする。
- 労務費の補正については、当初設計時より4週8休の補正率で計上しているため、4週8休に満たないもの及び週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったものについては、労務費の補正を伴う減額変更を行うものとする。

## 別途工事

## 工程管理

## 久留米市工事標準約款

### (総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、本市の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

### (関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

### (着工届)

- 第3条 受注者は、工事に着工（施工計画書の作成・提出等現場施工の準備開始）しようと

するときは、その前日までに発注者に届出なければならない。なお、この届出は、契約締結日の翌日（余裕期間を含む場合は、余裕期間が経過した日）から7日以内に提出しなければならない。

（工程表）

第3条の2 受注者は、設計図書に基づいて工程表を作成し、着工届と合わせて発注者に提出しなければならない。

2 工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
  - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の100分の10（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項の規定により議会の議決に付さなければならない契約の場合又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第1項の規定による契約の場合で予定価格1億5千万円以上の契約の場合は100分の15）以上としなければならない。
- 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第

- 5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の100分の10（法第96条第1項の規定により議会の議決に付さなければならない契約の場合又は地方公営企業法第40条第1項の規定による契約の場合で予定価格1億5千万円以上の契約の場合は100分の15）に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させなければならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

- 第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

- 第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人等（一次及び二次下請以降すべての下請負人及び工事材料に係る納入業者をいう。以下同じ。）の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（下請負人等の選定）

- 第7条の2 受注者は、下請負人を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。
- 2 受注者は、工事材料に係る納入業者を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

第7条の3 受注者は、久留米市指名停止等措置要綱（平成6年8月1日府達第6号）に基づく指名停止の措置を受けている者及び第48条の3第1項各号に該当する者を下請負人等としてはならない。

- 2 受注者が第48条の3第1項各号に該当する者を下請負人等としていた場合（受注者が同号に該当する者を直接下請負人としていない場合を含む。）は、発注者は受注者に対して、当該下請契約等（一次及び二次下請以降すべての下請契約並びに工事材料の納入契約等をいう。以下同じ。）の解除（受注者が当該下請契約の当事者でない場合は、受注者が当事者に対して解除を求める）を求めることができる。
- 3 下請契約等が解除されたことにより生じる下請契約等の当事者の損害その他前項の規定により発注者が受注者に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。
- 4 下請契約等を締結するとき、受注者は、発注者の指定する様式により、下請負人から誓約書を徴取し、その写しを発注者に提出しなければならない。

#### （特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

#### （監督員）

- 第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
    - (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
    - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
    - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
  - 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞ

れの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときには当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項の規定に該当する場合は「監理技術者」とし、同条第3項本文の規定に該当する場合は「専任の主任技術者」又は「専任の監理技術者」とする。ただし、監理技術者においては、同条第3項ただし書により、監理技術者補佐を専任で配置する場合はこの限りでない。）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せらず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

#### （工事材料の品質及び検査等）

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

#### （監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事につ

いては、当該立会いを受けて施工しなければならない。

- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行なったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

#### (支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
  - 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
  - 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
  - 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

#### (工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
  - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
  - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
  - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

#### (設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその

改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

#### (条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
  - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
  - (3) 設計図書の表示が明確でないこと
  - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
  - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
  - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
  - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
    - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
    - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を

伴うもの 発注者が行う。

- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

#### (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の100分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内

に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

#### (一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責

めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取扱いに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
  - (1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額の増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

#### (請負代金の支払)

- 第32条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
  - 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

#### (部分使用)

- 第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
  - 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### (前金払及び中間前金払)

- 第34条 受注者は、請負代金額が100万円以上の場合に限り、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内で発注者が定める額の前払金の支払いを、発注者に請求することができる。なお、この請求は、原則として契約締結の日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保

証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。  
この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。ただし、中間前払金と部分払は併用できないものとする。
- 5 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第37条又は第38条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 発注者は、受注者が第7項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（以下「基準率」という。）の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

#### （保証契約の変更）

第35条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中、頭書の回数を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項前段の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≤第1項の請負代金相当額×（0.9-前払金額／請負代金額）

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払いの対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。
- 8 部分払は、中間前払金と併用できないものとする。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額

$$\times \{ 1 - ( \text{前払金額} + \text{中間前払金額} ) / \text{請負代金額} \}$$

(債務負担行為等に係る契約の特則)

第39条 債務負担行為及び継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、頭書のとおりである。

- 2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為等に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第40条 債務負担行為等に係る契約の前払金及び中間前払金については、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第34条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額（以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請

求ることはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項及び第4項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌契約会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読み替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第4項の規定を準用する。

#### (債務負担行為等に係る契約の部分払の特則)

- 第41条 この契約が、債務負担行為等に係る契約の場合、次の各号の場合にあっては、第37条第8項の規定にかかわらず、受注者は中間前払金を請求した後であっても、部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。
- (1) 各会計年度末に部分払を請求する場合。
  - (2) 前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該超過額を当該会計年度の当初に請求する場合。

- 2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。
- (1) 中間前払金を選択した場合

部分払金の額  $\leq$  請負代金相当額  $\times$  0.9 - 前会計年度までの支払金額 - (請負代金相当額 - 前会計年度までの出来高予定額)  $\times$  (当該会計年度前払金額 + 当該会計年度の中間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額

- (2) 中間前払金を選択しなかった場合

部分払金の額  $\leq$  請負代金相当額  $\times$  0.9 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - {請負代金相当額 - (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)}  $\times$  当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

(第三者による代理受領)

第42条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができます。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第43条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第44条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1)履行の追完が不能であるとき。
- (2)受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3)工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(談合等不正行為等に対する措置)

第45条 受注者が、この契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、発注者の請求に基づき、請負代金額の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りではない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
  - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 第1項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、当該共同企業体の構成員は、連帶して責任を負うものとする。共同企業体が解散した後も同様とする。
- 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項の違約金を免れることができない。

(発注者の任意解除権)

第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条から第48条の3の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (4) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に

履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかなとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第50条又は第51条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

**第48条の2** 発注者は、この契約に関して受注者が第45条第1項各号のいずれかに該当するときは、契約を直ちに解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

**第48条の3** 発注者は、受注者（受注者が共同企業体又は組合であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わない。

- (1) 暴力団又は暴力団員等であるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
- (4) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結したとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等である事実を知らずに、前2号に定める行為を行っていた場合であって、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など発注者が求めた是正措置を行わないとき。
- (7) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (8) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (9) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

- (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
  - (11) 第2号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結したとき。
  - (12) 第2号から第10号までのいずれかに該当する者であることを知らずに、その者との間で第5号に定める行為を行っていた場合であって、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など発注者が求めた是正措置を行わないとき。
- 2 受注者は、発注者が前項各号に該当する事由の有無を確認することを目的として受注者に対し役員名簿等の提出を求めたときは、速やかに当該役員名簿等を提出しなければならない。
- 3 発注者は、第7条の3第2項の規定により受注者に対して下請契約等の解除等を求めた場合において、受注者が正当な理由がなく、発注者からの当該解除等の求めに従わなかつたときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第49条 第47条各号から第48条の3各号までに定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前4条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第50条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第51条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第52条 第50条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第53条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を、第45条の規定により受注者が違約金を支払わなければならないときにあっては当該違約金の額を、それぞれ第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、請負人は、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
  - (1) 解除が第47条、第48条から第48条の3まで又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ基準率の割合で計算した額の利息を付した額
  - (2) 解除が第46条、第50条又は第51条の規定によるときにあっては、当該余剰額
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当

該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第47条、第48条から第48条の3まで又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第50条又は第51条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

#### (発注者の損害賠償請求等)

- 第54条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
  - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
  - (3) 第47条又は第48条から第48条の3までの規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の100分の10（法第96条第1項の規定により議会の議決に付さなければならない契約の場合又は地方公営企業法第40条第1項の規定による契約の場合で予定価格1億5千万円以上の契約の場合は100分の15）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第47条又は第48条から第48条の3までの規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
  - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律

第 75 号) の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、基準率の割合で計算した額（100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。又その全額が 100 円未満であるときはその全額を切り捨てた額とする）とする。

6 第 2 項の場合（第 48 条 9 号及び第 48 条の 3 の規定により、この契約が解除された場合を除く）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

#### （受注者の損害賠償請求等）

第 55 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 50 条又は第 51 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 32 条第 2 項（第 38 条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、基準率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

#### （契約不適合責任期間等）

第 56 条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第 31 条第 4 項又は第 5 項（第 38 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発

注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかつた契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

#### （火災保険等）

- 第57条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるもの）を含む。以下この条において同じ。）に付きなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるもの）を直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(相殺)

第58条 発注者は、受注者に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と受注者が発注者に対して有する金銭債権とを相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第1項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

(あっせん又は調停)

第59条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関する発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による福岡県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第60条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(賠償金等の徴収)

第61条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで、基準率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から基準率の割合で計算した額の滞金を徴収する。

(総合評価方式一般競争入札)

第62条 この契約が、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式による総合評価方式一般競争入札を行った契約である場合は、落札決定に反映された技術資料（以下「技術資料」という。）は、第1条に基づく設計図書の一部とする。

- 2 受注者は、前項の規定により技術資料の内容を履行しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の責めにより技術資料の内容を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行わせることができる。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、請負代金額の減額、損害賠償の請求等を行うことができる。

（低入札調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合の条件）

第62条の2 低入札調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合、その契約の相手方に対し次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 第4条における契約保証金に係る規定については、同条第3項及び同条第6項中「100分の10」、「100分の15」を「100分の30」に読み替えて適用する。
- (2) 第34条における前払金及び中間前払金に係る規定については、同条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、同条第4項中「10分の2」を「10分の1」に、同条第6項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の3」に、同条第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替えて適用する。
- (3) 第54条における違約金に係る規定については、同条第2項中「100分の10」、「100分の15」を「100分の30」に読み替えて適用する。
- (4) この契約に係る入札公告の参加資格に示した要件を満たす技術者を別途専任で1名増員配置すること。

（仮契約の締結）

第63条 この契約が、法第96条第1項の規定により議会の議決に付すべき契約の場合、この契約は、久留米市契約事務規則（昭和50年規則第9号）第25条に基づく仮契約とし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年久留米市条例第6号）第2条により、発注者が久留米市議会の議決を得たときに、本契約を締結したものとする。

- 2 この契約が、地方公営企業法第40条第1項の規定による契約の場合は、前項の規定による仮契約の締結及び議会の議決を要しない。

（発注者の仮契約の解除権）

第64条 前条第1項の場合において、この契約が本契約として効力が生ずるまでの間に、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、発注者は仮契

約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が著しく信義に反する行為を行ったことが明らかになり、契約の相手方として不適当であると認められたとき。

(2) 契約の履行が困難と認められる事由が生じたとき。

(3) 第48条の3第1項各号のいずれかに該当したとき。

2 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約が本契約としての効力が生じるまでの間、発注者は、仮契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) この契約について、前条第1項の久留米市議会の議決が得られる見込みがないとき。

(2) 設計図書に定める関連工事の仮契約の相手方が決定しないとき。

(3) 設計図書に定める関連工事が久留米市議会の議決を要する契約であって、当該久留米市議会の議決を得られる見込みがないとき。

#### (情報通信の技術を利用する方法)

第65条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

#### (補則)

第66条 この契約書に定めのない事項については、久留米市契約事務規則によるほか必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。